

TMI Associates Newsletter

SUMMER 2019
Vol.40

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- | | |
|--|---|
| <p>P.1 タイ個人情報保護法の成立とその概要</p> <p>P.4 公正なM&Aの在り方に関する指針の公表とその実務への影響</p> <p>P.6 新たな外国人受入れの制度について</p> <p>P.9 貸付型ファンドと資金業法</p> <p>P.11 デジタル・プラットフォームに関する近時のルール整備の動向 (取引環境の透明性・公正性の確保の観点を中心に)</p> <p>P.13 米国プライバシー法の解説:医療保険の移転とそれに伴う責任に関する法律 (HIPAA) の概要</p> <p>P.21 建物賃貸借における「建物」性の検討 — シェアオフィス等の共有型オフィスを題材に —</p> <p>P.24 イスラエルにおける投資実務及び法的留意点 (日米実務との比較も交えて)</p> | <p>P.27 シンガポールのProtection from Online Falsehoods and Manipulation Act 2019 (POFMA:オンライン虚偽情報及び情報操作防止法) (いわゆるフェイクニュース防止法)</p> <p>P.29 意匠法改正の最新情報 — 第3回 画像デザインの保護拡充</p> <p>P.33 カナダとブラジルの商標法改正について</p> <p>P.36 シンガポール特許:外国ルート廃止に向けた審査制度の再確認</p> <p>P.39 日欧EPA発効を受けて、欧州における特許制度の再確認 ～ 特許制度の近年の動向と特徴～</p> <p>P.41 マレーシア汚職防止委員会法の2018年改正について</p> <p>P.44 TMI月例セミナー紹介、書籍紹介</p> |
|--|---|

タイ個人情報保護法の成立とその概要

— 弁護士 高祖大樹

— 弁護士 杉浦翔太

— 外国弁護士 Warittha Ratanacharee

第1 個人情報保護法の成立と運用スケジュール

■ 個人情報保護法成立の背景

タイの個人情報保護法 (以下「本法」という。) が 2019

年 5 月 28 日付で施行された。タイにおいてはこれまで個人情報の保護を包括的に規律する法律は制定されていなかったが、今後タイで事業を行う企業においては同法に則った個人情報の取扱いが義務付けられる。

近年タイ政府は「タイランド 4.0」と呼ばれる国家政策を掲げ、デジタル産業の育成と関連法制の制定を含めた事業環境の整備に力を入れている。特に AI、IoT、ビッグデータといった大規模なデータを利用するデジタル産業の進展を後押しする中で、その反面として生じる個人情報の不正利用やプライバシー侵害による被害の発生と損失の拡大を防ぐ法基盤の整備が急務となっている。本法の施行日と同日

には公的機関や公共サービスプロバイダーを対象としたサイバーセキュリティ法も施行されたほか、個人情報保護を管轄する当局も今後設立される予定である。

② 民間事業者への適用開始までのスケジュール

本法のうち民間事業者に適用される主要な規定は、施行から1年間の猶予期間を経て2020年5月27日から実際に適用が開始される。したがって、民間事業者としては、この間に本法への理解を深めるとともに、個人情報の保護に向けた取組みを進めていく必要がある。

本法は、昨年5月に欧州において施行された一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）をおおむねベースとしており、これに加えてタイ国内の事情に照らした独自の規定が設けられている。したがって、すでにGDPRへの対応を行った企業であれば、基本的にはGDPRと同様のステップで体制整備（後述するデータマッピングの実施や規程類の整備、データ主体への通知・同意取得、社内教育等）を進めていくことがスムーズであろう。なお、後述するように本法はGDPR類似の広範な域外適用の規定があるため、その適用範囲はタイ国外の事業者にも向けられていることに注意が必要である。

第2 タイ個人情報保護法の概要

本法の概要は次のとおりである。

① 基本的な概念

① 保護される個人情報の範囲

本法における「個人情報」とは、直接的又は間接的に個人を特定できる場合の、当該個人に関するあらゆる情報をいうとされている。また、日本の個人情報保護法上の要配慮個人情報に相当する「センシティブ情報」については、人種、民族、出自、政治的信条、宗教、哲学的信念、性的指向、刑事記録、医療記録、労働組合に関する情報、遺伝データ、生体データ、その他個人情報保護委員会が指定するものをいうこととされており、性的指向や労働組合に関する情報もセンシティブ情報とされている点が日本の要配慮個人情報とは異なっている。後述のとおり、センシティブ情報を取扱うか否かによって、データ保護オフィサーやタイ国内代理人の選任要否に影響があるため、本法対応の際には自社の取扱う個人情報がセンシティブ情報に該当するか否かについてもあわせて検討しなければならない。

② データコントローラー及びデータプロセッサーの定義

GDPR同様に、個人情報を取扱う事業者は、データ

コントローラー（以下「コントローラー」という。）とデータプロセッサー（以下「プロセッサー」という。）に分類される。コントローラーとは、個人情報の収集、利用又は開示について決定する権限と義務を有する者である。他方で、プロセッサーとは、コントローラーの指示に基づいて個人情報を収集、利用又は開示する者をいう。本法においては、コントローラーとプロセッサーのそれぞれについて個人情報を取扱う際の義務が規定されているので、自社がいずれに該当するのかを意識しておく必要がある。

③ 域外適用の有無

本法にはGDPR類似の広範な域外適用の規定が設けられている。具体的には、タイ国内の事業者による個人情報取扱いのみならず、タイ国外に所在する事業者が、(a) タイに所在する個人に対して商品又は役務の提供（対価の有無を問わない）を行う場合や、(b) タイに所在する個人の行動分析を行っている場合にも適用される。したがって、タイ国内に拠点を有していない日本企業の場合であっても、ウェブサイトやスマホアプリを通じてタイ国内の個人に対してサービス提供を行い、アカウント情報（氏名、生年月日、電話番号等）を取得しているような場合には、本法が直接適用される場合がある。また、タイ国内に拠点を有している企業についても、タイ法人が本法の適用対象となることは当然として、日本法人にも本法が直接適用される可能性があることに注意すべきである。

② コントローラー及びプロセッサーの義務

本法において規定されるコントローラー及びプロセッサーの義務のうち、主要なものは次のとおりである。

① データ主体からの同意取得

個人情報を取得、利用又は開示するためには、特定の場合を除き、個人情報の本人（以下「データ主体」という。）から明確な同意を取得しなければならない。

② データ主体への通知義務

個人情報の取得に際しては、データ主体に対して下記の事項が通知されなければならない。

- (a) 個人情報の取得目的
- (b) 取得される個人情報と保存期間
- (c) 個人情報の開示先の類型
- (d) コントローラーに関する情報とその連絡先
- (e) データ主体の権利

③ 個人情報を国外に移転するための要件具備

個人情報の国外移転については、今後成立予定の個

個人情報保護委員会による告示に従い、堅牢な安全管理措置を行われた国に対して行う場合のみ認められる。ただし、下記の場合は例外的に国外移転が可能とされる。

- (a) 法令によって求められる場合。
- (b) 主体本人が国外へのデータ移転に同意し、外国における個人情報の水準が十分でないことを通知された場合。
- (c) コントローラーとデータ主体との間の契約に従う場合。
- (d) コントローラーと、データ主体の利益に資する第三者との間の契約に従う場合。
- (e) データ主体が本人自ら同意をできない場合で、当該データ主体の利益に資する場合。
- (f) 重大な公共の利益のために必要となる場合。

この点、実務上は原則よりもむしろ例外要件を利用し、特に (b) データ主体からの同意や (c) データ主体との契約関係に基づいて、個人情報の移転を行うことが予想される。

④ データ主体の権利行使への対応

データ主体には次の権利が認められており、コントローラー及びプロセッサーはこれらの権利行使に対応しなければならない。

- (a) 自らの個人情報にアクセスする権利
- (b) 個人情報を指定した第三者へ移転することを求めるデータポータビリティの権利
- (c) 個人情報の取扱いに異議を唱える権利
- (d) 個人情報の削除を求める権利
- (e) 個人情報の取扱いを制限する権利

⑤ データ侵害発生時の報告義務

コントローラーは、データ侵害を認識してから 72 時間以内に、当該データ侵害の概要を個人情報保護委員会に報告しなければならない。また、データ主体に対しても遅滞なくデータ侵害の概要を通知しなければならない。ただし、当該データ侵害がデータ主体の権利や自由にリスクを及ぼさない場合は例外とされており、この例外要件については追って告示により詳細が示される予定である。

72 時間以内に当局報告を行わなければならない点は GDPR と同様であり、事業者にとっては厳しい義務である。特に規模の大きな組織においては、報告までの意思決定に時間がかかる傾向があるため、データ侵害発生時において迅速な対応を行うことができるよう、レポーティングラインの構築やデータ侵害発生時を想定した訓練を実施しておくことが必要となろう。

⑥ データ保護オフィサーの選任

主要な事業において、センシティブ情報の取得、利用、開示を行う場合や、データ主体に対する大規模なモニタリングを実施する場合には、コントローラー及びプロセッサーは、個人情報の取扱いを管轄するデータ保護オフィサーを選任しなければならない。

⑦ 国内代理人の選任

タイ国内に拠点を有しない事業者が本法の適用を受ける場合には、タイ国内に代理人を選任する義務がある。ただし、個人情報の取扱いが大規模でなくセンシティブ情報も含まない場合は例外とされている。

3 民事責任及び刑事責任

民事責任については、裁判所は、実損害の 2 倍までの懲罰的損害賠償を科すことができるとされている。懲罰的損害賠償は、日本の個人情報や GDPR においては規定されておらず、本法に特徴的な規定といえる。また、本法違反には刑事責任と行政責任が課されており、事業者は最大で 500 万バーツの罰金を支払わなければならない。

第3 個人情報保護法対応に向けた体制整備の手法

以上のとおり、タイ個人情報保護法においては、個人情報を取扱うコントローラー及びプロセッサーに対して広範な義務を課しており、適用のある事業者においては 2020 年 5 月 27 日までに上記の義務に対応するための準備を行う必要がある。

本法に適切に対応するための最初のステップとしては、社内において取扱っている個人情報の洗い出し（データマッピング）が不可欠である。どの事業において、どのような個人情報を、誰が取扱っているのかを把握できなければ、そもそも本法対応のために必要な作業を特定することができないからである。データマッピングの作業は、法務コンプライアンス部門のみならず、実際に情報を取扱っている情報システム部門や従業員情報を取扱う人事部門、個客情報や取引先情報を持つ海外事業部門等の協力を得て進めなければならないため、通常多くの時間を要する。本法の適用まで猶予期間はあるものの、データマッピングやその後の社内体制整備にかかる時間を計算に入れて、必要に応じて弁護士等専門家の協力も得ながら、全社的な対応を行っていくべきである。

以上

弁護士
高祖大樹
(1977年生)

Daiki Koso
MAIL / dkoso@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

証券化・流動化・REIT / プロジェクト・ファイナンス / ストラクチャー
ド・ファイナンス / コーポレート・ファイナンス / M&A / 一般企業法
務 / 不動産投資 / 開発 / 太陽光発電・その他自然エネルギー /
電気事業 / アジア / 医療 / ヘルスケア / バイオ / 人材・教育・
福祉

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2004)

外国弁護士
Warittha Ratanacharee

MAIL / wratanacharee@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

知的財産権 / 労働法 / 一般企業法務 / M&A

【登録、所属】

Lawyers Council of Thailand
(2012)

弁護士
杉浦翔太
(1989年生)

Shota Sugiura
MAIL / ssugiura@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

個人情報保護法 / コンプライアンス対応 / M&A / 一
般企業法務

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2016)

公正なM&Aの在り方に関する指針 の公表とその実務への影響

— 弁護士 十市 崇

第1 はじめに

経済産業省は2019年6月28日に、「公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（「公正M&A指針」）を公表した。公正M&A指針は、2007年9月4日に経済産業省が公表した「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する指針」（「MBO指針」）を基本的に受け継ぎつつ、その内容を実質的に改定するもので、2018年11月9日から計7回にわたって行われた公正なM&Aの在り方に関する研究会の議論を踏まえて公表された。MBO指針は2007年に公表後、ベストプラクティスを示すものとして、実務で尊重されるとともに、裁判例等でも引用されるなど、大きな影響力を有していたことから、今後公正M&A指針の対象となる取引又はこれに準ずる取引を行う場合、参照することは実務上必須であろう。公正M&A指針は大部にわたるため詳細には立ち入れないが、本稿では公正M&A指針の内容を概観し、実務へ影響があり得るいくつかの点

に触れることとしたい。

第2 公正M&A指針の概要

MBO指針ではMBOだけが対象とされ、従属会社の支配株主が一般株主から従属会社の株式全部を取得する、支配株主による従属会社の買収は、MBOの議論と同様の議論が可能か否かが問題となる、と規定されたのみであった。公正M&A指針は、取引構造上の差異等を規定しつつ、共通の問題である利益相反と情報の非対称性を踏まえ、支配株主による従属会社の買収もその対象としている。なお、買収対価に関する考え方（M&Aに際して実現される価値）及びM&Aを行う上で尊重されるべき原則（企業価値の向上と公正な手続を通じた一般株主の利益確保）は、用語が多少異なるものの、基本的な考え方に変更はない。

MBO指針では、①株主の適切な判断機会の確保、②意思決定過程における恣意性の排除、③価格の適正性を担保する客観的状況の確保という3種類の枠組みで実務上の対応を検討することが重要とされ、①の観点から株主に対する説明のあり方、株主が反対する場合の取扱い、TOBに際しての高い下限設定が、②の観点から社外役員や第三者委員会の判断の尊重、利害関係のない取締役及び監査役全員の承認、アドバイザー名の開示、第三者評価機関からの

算定書等の取得が、また③の観点から対抗的な買付の機会の確保として公開買付期間の比較的長期間の設定、取引保護条項の不存在が、それぞれ規定されていた。これに対し公正 M&A 指針では、公正性担保措置は常にすべてが講じられなければならないわけではなく、全体としてみて十分かが評価されるべきと規定された上で、公正性担保措置として、独立した特別委員会の設置、外部専門家の独立した専門的助言等の取得、他の買収者による買収提案の機会の確保、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定、一般株主への情報提供の充実とプロセス透明性の向上及び強圧性の排除が、MBO 指針における 3 種類の枠組みが特段規定されることなく規定されている。

MBO指針		公正M&A指針
株主の適切な判断機会の確保	株主に対する説明のあり方	独立した特別委員会の設置
	株主が反対する場合の取扱い	外部専門家の独立した専門的助言等の取得
	TOBに際しての高い下限設定	他の買収者による買収提案の機会の確保
意思決定過程における恣意性の排除	社外役員や第三者委員会の判断の尊重	マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定
	利害関係のない取締役及び監査役全員の承認	一般株主への情報提供の充実とプロセス透明性の向上
	アドバイザー名の開示	強圧性の排除
	第三者評価機関からの算定書等の取得	
価格の適正性を担保する客観的状況の確保	対抗的な買付の機会の確保として公開買付期間の比較的長期間の設定	
	取引保護条項の不存在	

公正 M&A 指針を全体としてみた場合、MBO 指針で株主の適切な判断機会の確保として規定されていた一般株主への情報提供の充実とプロセス透明性の向上及び強圧性の排除は、実務の発展と東証の MBO 等の適時開示に関する通知等を踏まえて、近時は問題となる事例も多くないことから、比較的簡潔な規定となっている一方、独立した特別委員会の設置、外部専門家の独立した専門的助言等の取得、他の買収者による買収提案の機会の確保は、MBO 指針の内容を大幅に改定している。また、外部専門家の独立した専門的助言等の取得の中では、フェアネスオピニオンの取得及び他の買収者による買収提案の機会の確保の中のマーケットチェックは、現在の実務にも配慮しつつ、踏み込んだ規定となっている。

第3 公正M&A指針と実務上への影響

MBO 指針から改定された事項は種々存在するが、実務への影響という観点から重要性が高いのは、独立した特別委員会の設置、フェアネスオピニオンの取得及びマーケットチェックの 3 点であろう。

まず独立した特別委員会の設置は、MBO 指針では社外役員や第三者委員会の判断の尊重が規定され、委員の独立性と交渉型の第三者委員会とすべきか否の注記がされていたのみであった。公正 M&A 指針は委員の構成について、独立性の観点とともに、属性・専門性の観点を規定し、委員会の設置や委員の選定プロセス、買収者との取引条件の交渉過程への関与、アドバイザー等の選任、情報の取得及び報酬と多方面から規定し、さらに取締役会における判断の取扱いや特別利害関係取締役の範囲を含めた社内検討体制に関する規定を設けている。その際、具体的な方向を確定的に示すのではなく、幅を持った内容となっており、基本的には現在の実務を追認する内容と評価できる。但し、例えば委員の属性につき、社外取締役が委員として最も適任であり、独立性を有する社外取締役がいる場合、原則としてその中から委員を選任することが望ましいと規定し、社外取締役の役割を重視するとともに、また特別委員会が対象会社と買収者との間の買収対価等の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することが望ましいと規定している点などは特に注目される。さらに特別委員会に係る各種開示につき、現在の実務の開示を超えた開示が必要となると思われる規定もあるため、開示内容の検討は必要となる。

次にフェアネスオピニオンの取得は、MBO 指針では規定されていなかったものの、公正 M&A 指針で新たに規定された。株価算定書と異なって直接的で重要性の高い参考情報となり得るとともに、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性に対応する上で有効に機能し、欧米での一般的なプラクティスでもあることから、一般株主に対する説明責任を果たすという観点から有用であると積極的な評価をしている。他方で、現在の環境等を踏まえて、有用性は一様ではないことから、その取得の有無は個別の判断に委ねるとされている。現在の実務で、フェアネスオピニオンが取得される事例は多くはないが、公正 M&A 指針が公正性担保措置として積極的に評価すべきとしていることから、今後その取得を検討し、また実際に取得する事例は増加すると思われる。

最後にマーケットチェックは、MBO 指針では間接的なマーケットチェックである公開買付期間の比較的長期間の設定、取引保護条項の不存在が規定されたのみであったが、公正

M&A 指針では市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、積極的なマーケットチェックも規定された。とりわけ買収者が支配株主でない場合には公正性担保措置として積極的な評価がされているが、この場合も常に積極的なマーケットチェックが必要とされているわけではない。MBO や買収者が支配株主である取引に際し、積極的なマーケットチェックは、実務上、情報管理他の観点から容易ではないため、現在の実務では実施事例は必ずしも多くはないと思われる。今後、直ちにその実施が増加するとは思われないものの、公正 M&A 指針における公正性担保措置としての評価を考えると、限定的な形であっても、積極的なマーケットチェック又はこれに類する手続の実施事例は増加する可能性はあると思われる。但し公正 M&A 指針も規定しているように、積極的なマーケットチェックを行う場合、買収提案が出た場合の取締役会などにおける対応や情報提供（とりわけデューデリジェンスへの対応）などで実務上難しい問題もあることから、今後の実務の蓄積を待つ必要がある。

第4 最後に

公正 M&A 指針は、MBO 指針の基本的な考え方を維持しつつも、近年の実務の進展を踏まえ、対象範囲を支配株

主による従属会社の買収に拡大し、現在の実務上、より重要性の高い取引条件の適正性を確保するために措置としての特別委員会をはじめとする各種措置について、より詳細かつ具体的に規定した。各種措置の具体的な内容は現在の実務を踏まえたもので、現在の実務を大きく変更するものではないと思われるが、特にフェアネスオピニオンの取得と積極的なマーケットチェックなど、現在の実務では多くは実施されていない公正性担保措置が、今後どれだけの事例で実施されるかは注視する必要がある。本稿が公正 M&A 指針の理解の一助となり、公正な M&A の増加に寄与すれば幸いである。

以上

弁護士
十市 崇
(1975年生)

Takashi Toichi
直通 / 03-6438-5429
MAIL / ttoichi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

M&A / 一般企業法務 / アライアンス / コーポレートガバナンス / アジア / その他国際法務 / ファンド / コーポレートファイナンス / 事業承継 / 不正調査

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2000) / ニューヨーク州(2006) / 国際法曹協会(IBA) / 米国法曹協会(ABA) / 環太平洋法曹協会(IPBA)

新たな外国人受入れの制度について

—— 弁護士 野間敬和

第1 外国人材の受入れの必要性

近時、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、日本の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性があるとの指摘がなされている。このため、専門的・技術的分野の外国人材、技能実習生や留学生等、日本に在留する外国人は増加を続けており、平成30年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は216,348か所、外国人労働者数は1,460,463人に及んでいる。これは、平成29年10月末現在の194,595か所、1,278,670人に比べて21,753か所(11.2%)、181,793人(14.2%)の増加となっており、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに、平成19年に届出が義務化されて

以降過去最高の数値を更新している(図表1)。(1)

【図表1】在留資格別みた外国人労働者数の推移



そこで、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充するとともに、一定の専門性・技能を有する外国人材を新たに受け入れ、共生を図るための制度を

創設したのが、平成31年4月1日より施行された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律である。以下、同改正法について概説する。

第2 新たな在留資格の創設

外国人が日本に在留するためには、出入国管理及び難民認定法（入管法）に定める在留資格を満たしている必要があり、在留資格には、外交、公用、報道等のほか、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤等がある。同法は、在留資格に応じて、在留期間や日本において行うことができる活動を定めている。

改正入管法の中心は、外国人材受入れのために、新たな在留資格として「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設するものである。特定技能1号は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を必要とする業務に従事する外国人向けの在留資格をいい、特定技能2号は、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格をいう。⁽²⁾ いずれの在留資格も、一定の専門性・技能を要する業務に従事する活動及び許可された活動の範囲内での転職が認められている。

第3 「基本方針」及び「分野別方針」の策定

入管法は、特定技能という新しい在留資格の制度の意義や人材の確保を図るべき産業上の分野を、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（基本方針）において定めるとし、産業上の分野別の運営方針を特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）において定めるものとしている。⁽³⁾ 基本方針及び分野別運用方針については、平成30年12月25日、閣議決定されている。⁽⁴⁾

基本方針によれば、新たな外国人の受入れの制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れる仕組みを構築することを目的としている。外国人を受入れる分野としては、①介護分野、②ビルクリーニング分野、③素材材産業分野、④産業機械製造業分野、⑤電気・電子情報関連産業分野、⑥建設分野、⑦造船・船用工業分野、⑧自動車整備分野、⑨航空分野、⑩宿泊分野、⑪農業分野、⑫漁業分野、⑬飲食料品製造

業分野、⑭⁽⁵⁾ 外食業分野が定められている。但し、この14分野のうち、特定技能2号は、現状では⑥建設分野、⑦造船・船用工業分野のみが認められている。

分野別運用方針は、日本人の雇用機会の喪失及び処遇の低下を防ぐ観点並びに外国人の安定的かつ円滑な在留活動を可能とする観点から、当該各分野における今後5年間の受入れ見込数を定めている。

第4 外国人本人の基準について

特定技能の在留資格で外国人を受入れるためには、外国人本人に関する基準と、受入れ企業に関する基準が定められている。まず、外国人本人については、18歳以上であること、健康状態が良好であること、保証金の徴収等をされていないこと、送出国で遵守すべき手続が定められている場合はその手続を経ていること等が求められる。⁽⁶⁾ また、特定技能1号の場合には、当該外国人本人が、該当する産業分野における相当程度の知識又は経験を要する技能を有していることを、また、特定技能2号の場合には、技術水準として熟練した技能を有していることを、いずれも試験その他の方法により証明する必要がある。⁽⁷⁾ 具体的な水準については、分野別運用方針において定められている。たとえば、①介護分野においては、技術水準として、介護技能評価試験に合格するかEPA介護福祉士候補者としての在留期間を満了（4年間）した者等であること、及び、日本語能力水準として、国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4以上に合格するとともに、介護日本語評価試験に合格することが基準として定められている。⁽⁸⁾

第5 受入れ企業の基準

特定技能の在留資格の外国人を受入れるためには、受入れる側の企業として、当該外国人との間で、雇用契約（特定技能雇用契約）を締結し、フルタイムで雇用する必要がある。また、受入れ企業は、当該外国人に対して、職業生活上、日常生活上及び社会生活上の支援等について定めた計画（一号特定技能外国人支援計画）を策定する必要がある。⁽⁹⁾ 登録支援機関のリストは、出入国管理庁のホームページで公開されている。⁽¹⁰⁾ ⁽¹¹⁾

なお、受入れ企業自体が満たすべき基準については、産業分野ごとに上乗せ基準も定められている。たとえば、①介護分野の場合、受入れ企業自体が満たすべき基準として、(a) 受入れ企業が介護等の業務（利用者の居宅において

サービスを提供する業務を除く。)を行っていること、(b) 受入れ企業における特定技能の外国人の数が日本人等の常勤の介護職員の数を超えないこと、(c) 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、(d) 同協議会に必要な協力を行うこと、及び(e) 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと等が定められている。また、①介護分野においては、特定技能雇用契約において、労働者派遣の対象としないことを定める必要がある⁽¹²⁾。

【図表2】



第6 受入れ企業による届出義務等

受入れ企業は、外国人による就労が開始した後、雇用契約や外国人支援計画等に関する各種届出が義務付けられており、雇用契約の変更、外国人支援計画の変更等があった場合には、地方出入国在留管理局に届け出る必要がある⁽¹³⁾。また、受入れ企業は、四半期ごとに、支援計画の実施状況や外国人の活動状況（報酬の支払状況等）等に関しても、届け出ることが求められる⁽¹⁴⁾。

第7 施行日等

新しい外国人受入れの制度は平成31年4月1日からすでに施行されている。同制度については、政省令や運用要

領等において詳細な定めが置かれており、本稿では紙幅の関係上、これら規制の全容を記載することは不可能であることから、この制度を利用するにあたっては、これら政省令や運用要綱等を参照されたい。

以上

- (1) 厚生労働省「[外国人雇用状況]の届出状況まとめ【本文】(平成30年10月末現在)」<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html>、令和元年6月16日確認。
- (2) 入管法別表第一の二
- (3) 入管法第2条の3及び第2条の4
- (4) 基本方針<<http://www.moj.go.jp/content/001278434.pdf>> 分野別運用方針<<http://www.moj.go.jp/content/001278435.pdf>>
- (5) 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令
- (6) 入管法第7条、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(上陸基準省令)
- (7) 前掲脚注(6)
- (8) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準、厚生労働省のHP<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html>
- (9) 入管法第2条の5、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令
- (10) 法務省のリーフレットより<<http://www.moj.go.jp/content/001290039.pdf>>
- (11) 法務省のHP<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00205.html>
- (12) 前掲脚注(8)の告示
- (13) 入管法第19条の18
- (14) 前掲脚注(13)。なお、登録支援機関による届出につき、入管法第19条の30、同施行規則第19条の24。

弁護士
野間敬和
(1970年生)

Yoshikazu Noma
直通 / 03-6438-5618
MAIL / ynoma@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャー・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 民衆再生・会社更生 / 不動産投資

【登録、所属】

東京弁護士会(2004) / ニューヨーク州(2004)

貸付型ファンドと貸金業法

— 弁護士 若狭一行
— 弁護士 岡部知樹

第1 はじめに

貸付型ファンド（融資型クラウドファンディング、ソーシャルレンディング、P2P レンディングなど、多様な呼称があるが、以下では「貸付型ファンド」という。）と貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）の関係については、投資者から資金を集めて借り手に貸付けを行う者に貸金業登録が必要であるのは当然として、資金の出し手である投資者についても、貸金業に該当する可能性があると考えられてきた。具体的には、「資金の出し手（投資者）に係る貸金業登録の判断は、①特定の借り手への貸付けに必要な資金を供給し、②貸付けの実行判断を行っている場合には、貸付行為を行っているものと評価（貸金業登録が必要）するが、上記判断の一要素として、借り手を特定することができる情報が明示されていないこと（匿名化）、複数の借り手に対して資金を供給するスキームであること（複数化）⁽¹⁾がなされているかも考慮する⁽¹⁾とされてきた。しかし、金融庁による平成 31 年 3 月 18 日付「金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）」（以下、「ノンアクションレター回答」という。）において、「事業者が、以下の匿名化・複数化以外の方策により、借り手が法人である融資型クラウドファンディング⁽²⁾を行う場合には、投資者は、貸付けの実行判断を行っていないものとする」として、必ずしも匿名化・複数化が要件ではないことが明示され、日本貸金業協会と一般社団法人第二種金融商品取引業協会（以下、「二種業協会」という。）は令和元年 5 月 23 日に「貸付型ファンドに関する Q&A」を公表し、具体的な実務対応を定めている（以下、「貸付型ファンド Q&A」という。）。

本稿では、匿名化・複数化に関する従来の状況を整理し、「貸付型ファンド Q&A」の内容を概観する。

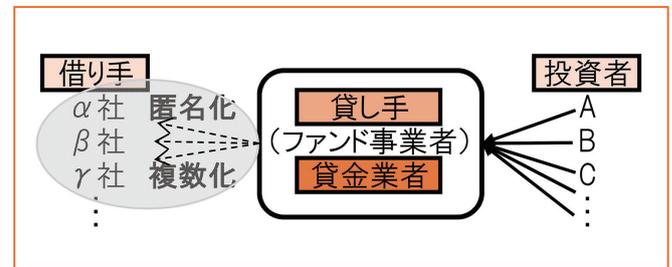
第2 匿名化・複数化の趣旨と最近の流れ

■ 匿名化・複数化の必要性

そもそも、貸付型ファンドとは、「主として金銭の貸付けを行うことを出資対象事業とするファンド⁽³⁾」を意味し、貸し手が集団投資スキーム持分の募集等を行って集めた金銭を貸し付けるものであるが、当該金銭の借り手が特定の者である場合において、集団投資スキーム持分を取得する者（投

資者）が貸金業登録を受けないのは、貸金業法の潜脱にあたる可能性もあることが懸念されていた。

そのため、投資者が貸金業法の登録を要することがないようにするため、資金の借り手については、匿名化・複数化するスキームが組成されてきた。



② 匿名化・複数化の弊害と対応

しかしながら、資金の借り手の情報を匿名化・複数化することは、投資者に対する情報提供を不十分にするという弊害がかねてより指摘されていた。

証券取引等監視委員会の平成 30 年 12 月 7 日付「金融庁設置法第 21 条の規定に基づく建議について」においては、貸付型ファンドの販売業者の検査を行った際、①資金用途等についての虚偽表示、②貸付先・担保等についての誤解表示、③貸付先がファンドからの借入金を返済することが困難な財務状況にあることを認識しながら募集を継続するなど、悪質な事例が認められたとしているが、これらの事例が生じた背景については、(i) 貸付型ファンドの販売業者の法令等遵守体制が不十分であったことに加え、(ii) 「貸付型ファンドの投資家（資金の出し手）に対し、貸付先（資金の借り手）に関する情報が十分に提供されていないこともある」と指摘しており、その要因として、「当該情報は、投資家が出資金の回収可能性を判断する上で重要な情報であるものの、貸金業登録に係る制度の運用上との関係から、現状では貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用となっている」ことを挙げている。その上で、「こうした投資家への情報提供の状況に鑑みれば、貸付型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、投資家がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明内容の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある⁽⁴⁾」と指摘している。

このように、匿名化・複数化の弊害が認識されるとともに、匿名化・複数化以外の対応により、貸金業登録を不要とする方策が検討される中、金融庁のノンアクションレター回答と「貸付型ファンド Q&A」の公表により、実務対応の留意点等が公表された。したがって、今後匿名化・複数化以外の対応により貸付型ファンドを組成するに際しては⁽⁵⁾、「貸付

型ファンド Q&A」の内容の理解・遵守が必須となる。⁽⁶⁾

第3 貸付型ファンドQ&Aの内容

1 匿名化・複数化以外の方策⁽⁷⁾ (Q2)

「貸付型ファンド Q&A」の Q2 においては、匿名化・複数化以外の方策として、以下のような方法を示している。

まず、①匿名組合契約によるものであり、投資者が貸付業務を執行することができず、貸付行為に関し、権利及び義務を有していないことが必要となる。この点は、匿名組合契約の性質決定の点で問題となる匿名性の観点から当然のことと考えられる。次に、ファンド事業者（貸付実行者）が、②貸付（取引）約款等において、ファンド事業者自らが、貸付金額、貸付金利、資金用途等の貸付条件を設定のうえ借りに提示し、借りにと投資者とが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置を明記することが必要とされ、さらに、③ファンド事業者は、貸金業法第 24 条の 6 の 12 第 2 項に規定する社内規則に、借りにと投資者とが貸付けに関する接触をさせないことを担保するための措置を規定することも必要とされる。また、ファンド販売業者（二種業者）においては、④匿名組約款等において、投資者は、貸付業務を執行することができず、貸付行為に関し、権利及び義務を有していないこと、また、投資者と借りにとが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置を明記することが必要とされ、さらに、⑤ファンド販売業者は、投資者に対し、借りにと投資者との貸付けに関する接触が禁じられていることを説明することが必要とされる。上記②から⑤の各要件からも明らかなどおり、借りにと投資者の間の接触の排除及び権利義務の不発生という点が匿名化・複数化を求めない理由として重要であり、当該 Q2 においては、「なお、上記の方策にかかわらず、投資者と借りにとが貸付けに関する接触をした場合には、当該投資者は貸付行為を行っているものと評価され貸金業法違反となるおそれがある」とされていることから、上記②から⑤の内容が実質的に担保されていることが非常に重要になる。⁽⁹⁾

2 各要件の具体的な内容

上記各要件のうち、②については Q4 及び Q5、③については Q6、④については Q7 及び Q8 において詳しく説明されているが、借りにと投資者の間の接触の排除及び権利義務の不発生という点からは、貸付（取引）約款等に明記する内容として、(i) 権利義務関係の確認、(ii) 借りにとからファンド事業者への通報（投資者から貸付けに関する直接の接

触があった場合）、(iii) 借りにとの禁止事項（借りにとと投資者の間で貸付けに関する直接の接触を実施しないこと等）、(iv) 禁止事項に反した場合のペナルティが特に重要であり、これに関連して、禁止事項やペナルティの内容を具体的に説明する必要もある。⁽¹⁰⁾

3 その他

貸付型ファンド Q&A の後半部分（Ⅱ 事業型ファンド規則関係等）は、「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」（以下、「事業型ファンド規則」という。）に基づき、貸付型ファンドにおける情報提供等の実務対応の留意点・解釈を示したものであり、貸付型ファンド Q&A に則った対応が行われていない場合には、事業型ファンド規則にも違反し得るものとなるため、事業型ファンド規則に則った対応をしている二種業者においても、貸付型ファンドに対する投資家の勧誘を行う場合には貸付型ファンド Q&A に基づいた規程の改正等が必要となる。

以上

(1) 後記ノンアクションレター回答参照

(2) 本稿では貸付型ファンドという。

(3) 「貸付型ファンドQ&A」iii頁

(4) なお、当該建議においても参考として明示されているが、平成30年6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」47頁では、①借りにとの匿名化・複数化が必須ではないことを前提として、金融商品取引法上の投資家保護と貸金業法上の借りにと保護を図る観点を踏まえ、投資家に個別の貸金業登録を不要とするため従来の考慮の一要素とされてきた匿名化・複数化と並存する運用上の新たな方策を、借りにとの属性なども含めて検討すること、②貸金業法上の考慮が必要となる場合をできるだけ明確化し、適切な方法で公表することが、平成30年度に実施すべき措置として挙げられている。

(5) ノンアクションレター回答及び貸付型ファンドQ&Aはあくまでも匿名化・複数化「以外」の方策について示しているものであり、従来どおり匿名化・複数化の方策により貸付型ファンドを組成することを禁止するものではないと考えられる。

(6) なお、二種業者協会の規則に準ずる内容の社内規則を作成していない場合には、金融商品取引法上、二種業者の登録拒否事由に該当する可能性もあるため、二種業者協会の会員でない者であっても、貸付型ファンドQ&Aで示された留意点・解釈を踏まえて、社内規則を作成し、当該社内規則を遵守するための体制整備をすることが求められる（「貸付型ファンドに関するQ&A」（案）に関するパブリックコメントの概要及び本協会の考え方」（以下、「パブコメ回答」という。）のNo.1）。

(7) 上記ノンアクションレター回答は、借りにとが法人である融資型クラウドファンディングを念頭に置いており、借りにとが個人の場合は当該回答の射程に含まれない。但し、貸付型ファンドQ&Aでは、借りにとが個人の場合についても回答が示されており、当該Q&Aは「金融庁等と協議のうえ」取り纏められたものである（<https://www.t2fifa.or.jp/info/p-coment20190523.html>）ことから、借りにとが個人の場合にも当該Q&Aの内容に従うことが求められる。

(8) 商法（明治32年法律第8号）第536条

(9) なお、パブコメ回答No.12は、情報開示について潜脱的な方法がとられるおそれを懸念しており、留意が必要である。

(10) 貸付型ファンドQ&AのQ6においては、ファンド事業者（貸付実行者）の社内規則に以下のような規定を追加・設けることが考えられるとして、「貸付型ファンドの借りにとに対しては、禁止事項（投資者との貸付けに関する接触が禁じられていること）や禁止事項に反した場合のペナルティに関する事項の説明を必ず口頭で行うこととする」を例示しており、口頭での説明を念頭に置いている。

(11) パブコメ回答No.2及びNo.25

弁護士
若狭一行
(1978年生)

Kazuyuki Wakasa
直通 / 03-6438-4477
MAIL / kwakasa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレートガバナンス / ストラクチャード・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 不動産投資 / 銀行・証券・保険・信託 / ファンド / 太陽光発電・その他自然エネルギー

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2003) / ニューヨーク州(2011) / 不動産証券化協会認定マスター(一般社団法人不動産証券化協会)(2016) / 日本保険学会(2017) / 日本不動産学会(2018)

弁護士
岡部知樹
(1987年生)

Tomoki Okabe
直通 / 03-6438-4471
MAIL / tokabe@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 不正調査 / 反社会的勢力対応 / カルテル・談合 / 国際カルテル

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2013)

デジタル・プラットフォーマーに関する 近時のルール整備の動向(取引環境の 透明性・公正性の確保の観点を中心に)

— 弁護士 永田幸洋
— 弁護士 岩田幸剛

第1 はじめに

デジタル・プラットフォーマーとは、ICT やデータなどを活用して、ショッピングサイト、SNS、マッチングサイトなど、様々なビジネスや交流の場となる基盤（プラットフォーム）を提供する事業者を意味する。

このようなデジタル・プラットフォーマーは、新たな技術革新の担い手となり、利用者である中小事業者や消費者に対し、市場へのアクセスを容易にするなど様々なメリットをもたらす一方で、一部に寡占化・独占化する傾向がみられるなどの弊害もあるところである。特に、その頭文字をとって、GAFA と呼ばれる Google(Alphabet)、Apple、Facebook、Amazon などの巨大デジタル・プラットフォーマーは、膨大な数の利用者を背景として、ビジネス上の取引先だけでなく社会への強い影響力を有している。近年、世界的に、これらデジタル・プラットフォーマーに対するルール整備が検討されており、日本でもデジタル・プラットフォーマーに対するルール整備の在り方について議論が進められている。

第2 デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会での検討

経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、プ

ラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のための基本原則を定めることとされたことを受けて、学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、ルール整備について調査・検討を進めている。

検討会では、デジタル・プラットフォーマーらからヒアリングなどの調査を行い、2018年12月に中間論点整理案がとりまとめられ、2019年5月21日には、検討会での議論を踏まえた「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に関するオプション」が公表され、徐々に法環境整備の方向性が明らかになってきている。

まず、検討会では、デジタル・プラットフォームについて、中小事業者の市場へのアクセスを容易にすることにより、事業者の競争を促進しかつ消費者に対する便益の向上に資するなど、社会へのメリットが大きいたった上で、次のような問題点が指摘されている。

- ① 大手プラットフォーマーへの集中が生じ、寡占・独占が生じやすい。
- ② ネットワーク効果に伴う先行者優位性に加えて、データの集積・利活用の進展が更なるサービスの拡充をもたらすことなどから、プラットフォームの利用者には、他のプラットフォームに乗り換えるためのコスト、いわゆるスイッチング・コストが生じ、寡占・独占が維持されやすい。
- ③ 有力なデジタル・プラットフォーマーに対する利用者（事業者・消費者）の依存度の高まりや、取引や利用者に関する情報がプラットフォーマーに集積することによる情報の優位が生じる。
- ④ デジタル市場のプラットフォームの設計・運営・管理については、本質的に操作性や不透明性が高く、かつ利用者（事業者・消費者）や第三者（規制当局等）の側から問題点を立証することに困難性を伴う。

つまり、弊害の本質は、デジタル・プラットフォーマーに情報が集中することなどにより高い市場支配力が生じ、その利用者が不公正な取引を強いられるおそれがあること、及びこの市場支配力が維持・固定化されやすいことにあると考えられる。

従来、過度の独占や不公正な取引は、独占禁止法により対処されてきた分野であり、検討会においても、独占禁止法を活用し、その迅速かつ適切な執行を確保するための方策が検討されている。加えて、事後規制である独占禁止法の限界を踏まえて、独占禁止法を補完する規律も検討されている。

具体的には、独占禁止法の迅速かつ適切な執行のための方策としては①あらかじめ違法となる類型をガイドラインに定めること、②独占禁止法第2条第9項第6号に基づき特定の行為を不公正な取引方法として告示で指定すること、③2018年12月に導入された確約手続を活用し、違反行為を認定せず、公正取引委員会と行為者の間で解決方法を合意して、早期解決を図ること、④その他事業者団体の組成や公正取引委員会による継続的な市場調査などが検討されている。

また、補完規律としては、①独占禁止法違反の未然防止のため、特定の類型について開示・明示義務又は行為義務・禁止行為等を設けること、②利用者の合理的選択を促すため、重要な取引条件の透明化を図るなど競争の前提条件を確保すべく開示・明示義務又は行為義務・禁止行為等を設けること、③利用者のスイッチング・コストを下げるための方策などが検討されている。

独占禁止法の迅速かつ適切な執行を可能とする方策	<ul style="list-style-type: none"> ① ガイドラインの制定 ② 特殊指定の告示 ③ 確約手続の積極活用 ④ 事業者団体の組成 ⑤ 40条調査を含む継続的な市場の実態調査
独占禁止法の補完規律	<p>包括的で介入的な類の事前規制ではなく、以下の観点から、一定の開示・明示義務を中心に設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 独占禁止法違反の未然防止のための規律 ② 利用者の合理的選択を促すための規律 ③ 利用者のスイッチング・コストを下げるための規律 <p>●自主規制、法規制、共同規制の中から、自主性・柔軟性と実効性のトレードオフ関係に留意しつつ検討していくことが必要。</p> <p>※対話を通じたルール設計(プラットフォーマーから行政やステークホルダーへの積極的な説明等)、自主的取組を評価し促進する措置も重要。</p> <p>●民事措置のみならず、行政措置も含めたエンフォースメントの検討が必要。</p> <p>※市場への情報提供(公表等)を通じた行動変容を促す方法も検討に値する。</p> <p>●対象とする類型、規模についても検討が必要。</p> <p>※オンライン・ショッピングモール、アプリ・ストアを議論の起点とする。ある程度巨大なプラットフォーマーに限定することを検討。</p>

「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」の内容をもとに作成

マーに利用者の情報が集積することによる情報の優位性や利用者のスイッチング・コストを下げるため、デジタル集積された情報を開放し、又は利用者のデータを他のデジタル・プラットフォームに円滑に移転させるためのルール作りも検討されている(「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」)。

検討会では、上記のとおり、ルール整備の必要性が認識される一方で、デジタル・プラットフォーマーは、一方的に不利益をもたらす存在ではなく、中小事業者や利用者の市場アクセスを容易にし、技術革新や競争の促進をもたらす、消費者の便益を増大させるなど、社会的に利益をもたらすことも認められており、不適切なルールにより、これらの便益が失われないよう配慮しながら検討が進められている。

例えば、「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」では、デジタル・プラットフォーム事業という枠組みを設けて、許可制や認可制などの事業規制を通じて公的監督下に置くという案も検討の対象として挙がっているが、技術革新により旧来のビジネスを破壊・発展し続けている分野で「業」の範囲を特定できるのか、かえって消費者や事業者に不利益を与えるのではないかといった反対意見が記載されている。

第3 小括

上記のとおり、デジタル・プラットフォーマーに関するルール整備に関する検討は、経済産業省、総務省及び公正取引委員会を中心として進められているが、他方で、2019年5月には、自由民主党から政府に対し、デジタル・プラットフォーム市場の競争環境を監視するため組織を政府内に新設すること、デジタル・プラットフォーマーに重要な契約条件やルールの開示を求め、変更する際には事前通知を義務づける「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法」(仮称)の来年の通常国会への提出を目指すといった提言をしたと報じられている。

このように、デジタル・プラットフォーマーに関するルール整備の動きは、活発になっており、今後、拡大することが見込まれるプラットフォームビジネスを検討するにあたっては、これらのルール整備の動向についても注視する必要がある。

以上

また、検討会では、上記のとおり、デジタル・プラットフォー

弁護士
永田幸洋
(1978年生)

Yukihiro Nagata
直通 / 03-6438-5704
MAIL / ynagata@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / その他国際法務 / アライアンス / コーポレート・ファイナンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / 商事関連訴訟 / 医療 / ヘルスケア / バイオ

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2006) / カリフォルニア州(2014)

弁護士
岩田幸剛
(1980年生)

Yukitaka Iwata
直通 / 052-219-2625
MAIL / yiwata@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 許認可その他の規制対応(特に運輸・物流分野) / 競争法(企業結合審査、リエンシヤ、訴訟対応等) / 共同開発その他アライアンス支援 / 訴訟 / 起業支援 / 個人情報 / データ取引

【登録、所属】

愛知県弁護士会(2014) / ニューヨーク州(2016)

米国プライバシー法の解説: 医療保険の移転とそれに伴う責任に関する法律(HIPAA)の概要

— 弁護士 野呂悠登

第1 はじめに

本稿は、医療分野における米国のプライバシー法の一つである医療保険の移転とそれに伴う責任に関する法律(Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996。以下「HIPAA」という。)の概要を解説するものである。

第2 HIPAAについて

1 HIPAAとは

HIPAAは、その法律名を直訳すれば、「医療保険の移転とそれに伴う責任に関する法律」であり、ある企業の被用者が別の州の企業に転職した場合、前の企業で掛けていた医療保険を一緒に持っていくことを可能にする法律である⁽¹⁾。医療保険を別の州の企業にスムーズに移転するためには、医療事務の簡素化が必要であり、そのためには情報をコンピュータで扱うのがよいが、それに伴って情報の不適切な取り扱いがなされることが懸念されたため、セキュリティやプライバシーに関する規定が設けられることになった。

HIPAAは、1996年に制定された後、2009年に、米国再生・再投資法の一部である経済及び臨床上の健康のための医療情報技術に関する法律(Health Information Technology for Economic and Clinical Health Act。以下「HITECH Act」という。)によって改正された。

HIPAAは、下位規則に関する制定権限を連邦保健福祉省

(Department of Health and Human Service。以下「HHS」という。)に授権しており、その権限に基づき、HHSは、HIPAAの具体的な規律を定める「規則」を制定している。HHSの規則は、HITECH Actによる改正を踏まえ、2013年に最終改正がなされており、HIPAAに基づく様々な規則は、全体として、「オムニバスルール」と呼ばれている。

HHSのオムニバスルールは、次に掲げる規則によって構成されている。

- プライバシールール⁽²⁾
- セキュリティルール⁽³⁾
- 侵害通知ルール⁽⁴⁾
- 執行ルール⁽⁵⁾
- 情報交換及びコードセットの基準⁽⁶⁾
- 雇用者の識別コードの基準⁽⁷⁾
- 医療提供者の識別コードの基準⁽⁸⁾

本稿においては、米国のプライバシー法の一部を構成する「プライバシールール」、「セキュリティルール」、「侵害通知ルール」及び「執行ルール」を解説する。

2 HIPAAの基本概念

(1) HIPAAの対象となる事業者

ア 健康保険関係者 (health plan)

「健康保険関係者」とは、医療を提供し、若しくはその費用を支払う個人又はグループの健康保険関係者をいう。例えば、民間及び公的な健康保険組合が「健康保険関係者」に該当する。

イ 医療提供者 (health care provider)

「医療提供者」とは、医療上及び健康上のサービスを提供する個人又は組織その他の通常の業務の過程で医療を提供し、その費用を請求し、若しくはそ

の費用が支払われる個人又は組織をいう。⁽¹⁰⁾ 例えば、組織としては「病院」、個人としては「医師」が「医療提供者」に該当する。

ウ 医療情報センター (health care clearinghouse)

「医療情報センター」とは、別の事業者から、標準化されていない形式又は標準化されていないデータの内容が含まれる健康情報を、標準化されたものに処理をし、若しくはその逆の処理をし、又はこれらを容易にする機能を有する公的又は私的な事業者をいう。⁽¹¹⁾

エ 提携事業者

「提携事業者」は、次に掲げる者をいう。⁽¹²⁾

- 対象事業者等に代わって、一定の機能又は活動に関する保護医療情報を作成し、受領し、保管し、又は送信する者
- 対象事業者等に対して、又は対象事業者等のために一定のサービスを提供する者であって、サービスの提供において、当該対象事業者又はその提供事業者からの保護医療情報の提供が行われる者

ただし、「提供事業者」からは、当該対象事業者等の労働者の構成員が除かれている。

(2) HIPAA の対象となる情報

ア 保護医療情報 (protected health information)

「保護医療情報」とは、一部の例外を除き、あらゆる形式又は媒体によって送信され、又は保管される「個人識別可能医療情報」をいう。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

HIPAA の対象となる情報は、基本的には「保護医療情報」であるが、その定義は、「個人識別可能医療情報」の定義を参照しているため、HIPAA の対象となる情報を理解するためには、「個人識別可能医療情報」の定義を理解する必要がある。

イ 個人識別可能医療情報 (individually identifiable health information)

「個人識別可能医療情報」とは、個人から収集された、人口統計情報を含めた医療情報の一部であり、以下のいずれにも該当するものをいう。⁽¹⁵⁾

- 医療提供者、健康保険関係者、雇用主又は医療情報センターによって作成又は受領されたもの
- 個人の過去、現在若しくは将来の身体的・精神的な健康若しくは状態、個人への健康管理の提供又は個人への医療の提供に対する過去、現在若しくは将来の支払いに関するもの
- 特定の個人を識別するもの、又は合理的な根拠に基づき、特定の個人の識別に用いると判断できるもの

ウ 非識別化情報 (de-identified information)

「非識別化情報」とは、医療情報のうち、特定の個人を識別できず、かつ合理的な根拠に基づき、特定の個人の識別に用いると判断できないものをいう。⁽¹⁶⁾ 「非識別化情報」となった情報は、個人識別可能医療情報に該当せず、HIPAA の規制の対象とはならない。⁽¹⁷⁾

対象事業者は、次に掲げる二つのいずれかに該当する場合に限り、「非識別化情報」として、個人識別可能医療情報に該当しないと判断することができる。⁽¹⁸⁾

- 一般に認められている統計及び科学上の原則並びに特定の個人を識別できないよう情報を加工する方法についての適切な知識及び経験を有する人による判断及び文書化が行われる場合
- 本人、その親族、同一世帯の人間、雇用主に関する一定の識別子を削除し、かつ対象事業者が残りの情報を特定の個人の識別に用いることができるという現実の認識がない場合

③ プライバシールール

(1) 利用及び提供のルール

対象事業者及び提携事業者は、HIPAA の規則によって許容され、又は求められる場合でない限り、保護医療情報を利用及び提供することができない。⁽¹⁹⁾

プライバシールールにおける利用及び提供のルールは、主に「本人の許諾のない利用及び提供が許容される場合」と「本人の許諾のない利用及び提供が許容されない場合」に分けることができる。

ア 本人の許諾のない利用及び提供が許容される場合

(ア) 本人に対する提供

対象事業者は、情報の本人たる個人に対して、本人の許諾なく保護医療情報を提供することができる。

(イ) 治療、支払又は医療業務管理のための利用並びに提供

対象事業者は、原則として治療、支払又は医療業務管理のために、本人の許諾なく保護医療情報の利用及び提供をすることができる。その際に、対象事業者は本人から同意を得ることもできるが、この同意は任意的なものに過ぎない。⁽²⁰⁾

(ウ) オプトアウトの機会を与えられた利用及び提供

対象事業者は、以下の①及び②の場合において、本人があらかじめその利用及び提供について情報提供され、かつ同意、拒否又は制限の機会を与えられていた場合に限り、本人の許諾なく保護医療情報を利用及び提供できる。⁽²¹⁾

①医療機関の患者名簿の利用及び提供⁽²²⁾

②本人の治療への関与と通知のための利用及び提供⁽²³⁾

(エ) 付随的な利用及び提供

対象事業者は、プライバシールールにおいて許された利用及び提供に付随するものである限り、本人の許諾なく利用及び提供することができる。⁽²⁴⁾ただし、①必要最小限のルール⁽²⁵⁾、②安全管理措置のルール⁽²⁶⁾が遵守されている場合に限る。

(オ) 公共の利益と福祉のための利用及び提供

対象事業者は、プライバシールールに定められた 12 項目の公共の利益と福祉のための目的のために、本人の許諾なく保護医療情報を利用及び提供できる。⁽²⁷⁾

(カ) 限定的なデータセットの利用及び提供

限定的なデータセットとは、保護医療情報から 16 項目の直接的な識別子を削除したものである。

対象事業者は、限定的なデータセットを、研究、公衆衛生、医療を提供する業務の目的であり、かつ受領者との間でデータの取扱いに関する契約を締結している場合に限り、本人の許諾なく利用及び提供できる。⁽²⁸⁾

イ 本人の許諾のない利用及び提供が許容されない場合

対象事業者は、上記アのようにプライバシー

ルールで許容され、求められる場合でない限り、本人の有効な許諾なしでは、保護医療情報を利用及び提供できない。⁽²⁹⁾例えば、保険給付のための生命保険会社への開示、雇用前の身体又は臨床検査の結果の雇用者への開示、製薬会社へのマーケティング目的のための開示は、本人の許諾なしには利用及び提供できない。⁽³⁰⁾

なお、①心理療法の記録、②マーケティング及び③保護医療情報の販売については、それぞれ特別なルールが定められている。⁽³¹⁾

(2) 提携事業者に関するルール

提携事業者は、提携事業者契約等若しくは法令によって許容され、又は求められる場合でない限り、保護医療情報を利用及び提供することができない。⁽³²⁾

対象事業者は、提携事業者が適切に安全管理措置を講じるという十分な保証がある場合に限り、保護医療情報を提携事業者に提供し、対象事業者の代わりに取り扱わせることができる。⁽³³⁾当該提携事業者が再委託先に保護医療情報を提供する場合も同様であるが、この場合、対象事業者は、再委託先に対して直接このような十分な保証を得ることは求められない。⁽³⁵⁾

十分な保証があるというため、提携事業者との間で書面による契約等を締結し、書面化しておくことが求められる。⁽³⁶⁾また、十分な保証があるというためには、書面による契約等の重大な違反や侵害を知った場合、違反を解消し、又は侵害を終了させる合理的な措置が有効に働かない限り、可能な限り契約等を解除することが求められる。⁽³⁷⁾

HHS は、そのウェブサイトにおいて、提携事業者契約のサンプルを公表しているため、参考になる。⁽³⁸⁾

(3) 必要最小限のルール

対象事業者又は提携事業者は、保護医療情報の利用、提供、他事業者の提供の求めの目的を達成するために取り扱う保護医療情報を必要最小限にするよう、合理的な努力を講じなければならない。例えば、医療記録の全体を取り扱う場合、医療記録の一部ではなく、その全体の取扱いが目的の達成のために合理的な必要な範囲であるとして、特に正当化されない限り、許されない。⁽⁴⁰⁾

もっとも、以下の①～⑥の場合には、必要最小限のルールが適用されないとされている。

- ①治療のために、医療提供者によって提供され、又は提供を求められる場合
- ②本人に対して提供が行われる場合
- ③本人の許諾に基づいて利用及び提供が行われる場合
- ④HHS に対して提供が行われる場合
- ⑤法令によって利用及び提供が求められる場合
- ⑥プライバシー規則の要求事項に従うために利用及び提供が求められる場合

(4) 本人の権利に関するルール

ア プライバシープラクティスの通知

本人は、原則として、対象事業者による保護医療情報の利用及び提供や、本人の権利及び対象事業者の法的義務について、適切な通知を受ける権利がある⁽⁴¹⁾。

具体的には、通知は、以下に掲げる事項が平易な言葉で書面に記載されたものでなければならない⁽⁴²⁾。

- 定型文（この通知は、あなたの医療情報がどのように利用及び提供され、あなたがこの情報にどのようにアクセスできるかを説明しています。注意深くお読みください。）
- 利用及び提供に関する説明（ただし、一定の利用及び提供については、当該説明とは区別してなされる）
- 本人の権利
- 対象事業者の義務
- 不服申立て
- 連絡先
- 効力発生日

HHS は、そのウェブサイトにおいて、医療提供者と健康保険関係者のプライバシープラクティスの通知のサンプルを公表しているため、参考になる⁽⁴³⁾。

イ 開示請求権

本人は、対象事業者に対して、指定レコードセットに含まれる当該本人に関する保護医療情報について、開示又は複製の提供を求めることができる⁽⁴⁴⁾。本人は、保護医療情報を当該本人が指定する別の第三者に直接送付することを求めることもできる⁽⁴⁵⁾。

指定レコードセットとは、対象事業者によって、又は対象事業者のために管理されている一連の

記録であって、その全部又は一部が本人に関する判断を行うために用いられているものであり、例えば、医療提供者の医療記録や請求記録がこれに当たる⁽⁴⁶⁾。

ウ 訂正請求権

本人は、対象事業者に対して、指定レコードセットに含まれる当該本人に関する保護医療情報又は記録について、訂正を請求することができる⁽⁴⁷⁾。

エ 開示に関する説明の請求権

本人は、対象事業者に対して、対象事業者が過去 6 年間に行った保護医療情報の開示のうち、一定のものについて、日時、受領者、開示内容等の事項の説明を求めることができる⁽⁴⁸⁾。

オ 利用及び提供の制限の請求権

本人は、一定の保護医療情報の利用及び提供（①治療、支払又は医療業務管理及び②本人の治療への関与と通知のための利用及び提供）について、制限を求めることができる⁽⁴⁹⁾。

カ 通信の秘匿化請求権

本人は、対象事業者のうち、医療提供者と健康保険関係者に対して、別の手段によって、又は別の場所に対して、保護医療情報の通信を受領できるようにすることを請求することができる⁽⁵⁰⁾。

4 セキュリティルール

(1) セキュリティルールの対象となる情報

プライバシー規則が保護の対象としていたのは、「保護医療情報」であったが、セキュリティルールが保護の対象としているのは、保護医療情報の一部である「電子保護医療情報」である。

電子保護医療情報（electronic protected health information）とは、保護医療情報のうち、電磁的な媒体によって送信され、又は保管されるものをいう⁽⁵¹⁾。したがって、保護医療情報のうち、口頭又は紙の文書で取り扱われているものについては、電子保護医療情報に該当せず、セキュリティルールの対象とはならない。

(2) 一般的なルール

セキュリティルールは、対象事業者及び提携事業者の取り扱う電子医療情報について、主に以下のことを行わなければならない旨を定めている⁽⁵²⁾。

- 機密性、完全性又は可用性を確保すること
- セキュリティ若しくは完全性に対する合理的に予想される脅威又は危険から保護すること
- プライバシールールにおいて許され、又は要求されていないが、合理的に予想される利用及び提供から保護すること
- 従業員によるセキュリティルールの遵守を確保すること

セキュリティ上の措置は、事業者ごとにケースバイケースで判断せざるを得ないため、セキュリティルールが定める「基準」及び「実施項目」については、合理的かつ適切に実施することが可能な措置であれば、いかなるものでも用いることができるとされている。⁽⁵³⁾

どのようなセキュリティ上の措置を用いるかの判断の際には、以下の要素を考慮しなければならないとされている。

- 対象事業体又は提携事業者の規模感、複雑さ及び対応能力
- 技術、ハードウェア及びソフトウェアインフラストラクチャ
- セキュリティ対策の費用
- 電子保護医療情報に対する潜在的なリスクの可能性と生じ得る影響

セキュリティルールでは、セキュリティ上の措置の種類ごと、上位概念である「基準 (standard)」と下位概念である「実施項目 (implementation specification)」が定められている。「基準」については義務的だが、⁽⁵⁴⁾「実施細目」については「必須項目 (required)」と「選択項目 (addressable)」に分かれており、前者は義務的で、⁽⁵⁵⁾後者は任意である。

以下は、セキュリティ上の措置の種類ごと、「基準」についてのみ解説の対象とする。

(3) セキュリティ上の措置の種類と求められる基準

(ア) 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置の種類では、以下の項目が「基準」として定められている。⁽⁵⁶⁾

- セキュリティ管理手順
- セキュリティ管理責任者の設置
- 従業員におけるセキュリティ措置
- 情報にアクセスできる者の管理
- 従業員の教育及び監督
- セキュリティ上のインシデントの対応手順
- 緊急時対応計画
- 評価

(イ) 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置の種類では、以下の項目が「基準」として定められている。⁽⁵⁷⁾

- 施設へのアクセスとの管理
- 作業場所の利用
- 作業場所におけるセキュリティ上の措置
- デバイスと媒体の管理

(ウ) 技術的安全管理措置

技術的安全管理措置の種類では、以下の項目が「基準」として定められている。⁽⁵⁸⁾

- アクセスできる者の管理
- 監査状況の管理
- 完全性の管理
- アクセス者又は主体の認証
- 通信のセキュリティ

(エ) 組織における要求事項

組織における要求事項の種類では、以下の項目が「基準」として定められている。⁽⁵⁹⁾

- 提携事業者契約等のセキュリティルールの遵守
- グループでの健康保険に関する要求事項

(オ) セキュリティポリシー及び手順と文書化の要求事項

セキュリティポリシー及び手順と文書化の要求事項の種類では、以下の項目が「基準」として定められている。⁽⁶⁰⁾

- セキュリティポリシーと手順
- 文書化

5 侵害通知ルール

(1) 通知が求められる「侵害」について

侵害通知ルールは、一定の「侵害」についてのみ、通知を義務付けている。

通知が求められる「侵害」とは、一般的には、プライバシールールで許されていない方法で、保護医療情報を取得、アクセス、使用、又は提供することをいう。⁽⁶¹⁾

もっとも、この「侵害」には、3つの例外が設けられており、以下のいずれかに該当する場合には、通知が求められる「侵害」には該当しない。⁽⁶²⁾

- ①事業者の権限内で業務を行う労働者又は個人による保護医療情報の意図しない取得、アクセス又は利用であって、これらが善意により、かつその権限の範囲内で行われ、プライバシールールにおいて許されていない方法での更なる利用及び提供が行われない場合
- ②事業者内部において、保護医療情報へのアクセス権限がある個人から、同様にアクセス権限のある個人に対して、不注意によって提供が行われた場合であって、プライバシールールにおいて許されていない方法での更なる利用及び提供が行われない場合
- ③無権限者に対して保護医療情報の提供が行われたが、事業者において、開示が行われた者が合理的にそのような情報を保持できなかったということを善意の下で信じていることができる場合

また、少なくとも以下の要素のリスク評価に基づき、保護医療情報が危険にさらされている可能性が低いことを証明できる場合、通知が求められる「侵害」に該当しないと評価することができる。⁽⁶³⁾

- 保護健康情報の性質と範囲（識別子の種類と再識別の可能性を含む。）
- 保護医療情報を利用し、又は提供が行われた無権限者
- 保護医療情報が実際に取得され、又は閲覧されたか否か
- 保護医療情報に対するリスクが軽減されている程度

(2) 通知が求められる「安全でない保護医療情報」について

侵害通知ルールは、「安全でない保護医療情報」の侵害についてのみ通知義務の対象としている。

通知が求められる「安全でない保護医療情報」と

は、HHS がガイダンスで指定した技術又は方法を用いることによって、無権限者にとって利用不能、判読不能又は解読不能となる処理がなされていない保護医療情報である。⁽⁶⁴⁾したがって、HHS のガイダンスに従い、無権限者にとって利用不能、判読不能又は解読不能となる処理がなされていれば、「安全」ということになり、通知義務の対象とはならない。

HHS の上記のガイダンスは、そのウェブサイトに掲載されており、参考になる。

(3) 本人に対する通知

対象事業者は、侵害のあった安全でない保護医療情報の本人であり、又は本人であると合理的に考えられる個人に対して、その侵害について通知しなければならない。⁽⁶⁵⁾

通知の時期は、侵害を知り、又は合理的な注意によって侵害を知り得た最初の日から、遅延に合理的な理由がない限り、60日以内に通知しなければならない。⁽⁶⁶⁾

通知には、可能な限り以下の内容を含めなければならない。⁽⁶⁷⁾

- 発生した事件の簡単な説明（把握している場合、侵害の日付及び侵害が発覚した日付を含む。）
- 侵害に関係する安全でない保護医療情報の種類の説明（氏名、社会保険番号、生年月日、住所、口座番号、診断、障害者コードその他の種類の情報）
- 侵害から生じる潜在的な危害の発生を防ぐために本人がとるべきあらゆる措置
- 侵害の調査、本人への危害の軽減及び更なる侵害の防止のために、対象事業者が講じている措置の簡単な説明
- 本人が問い合わせ、又は追加の情報を知るための連絡手段（無料の電話番号、電子メールアドレス、ウェブサイト又は住所を含まなければならない。）

通知の方法は、原則として第一種郵便での書面での通知が求められているが、本人が電磁的手段による通知に同意し、当該同意を撤回していない場合には、電子メールによることもできる。⁽⁶⁸⁾

(4) 監督機関に対する通知

対象事業者は、安全でない保護医療情報の侵害があった際に、500人以上の個人が関係する場合、本人に対する通知と同時に、監督機関たる HHS が定めた方式で、HHS に対して通知を行わなければならない。

らない。⁽⁶⁹⁾

これに対して、500人未満の個人が関係する場合、記録等の文書を保管し、侵害に係る年度の終了から60日以内に、監督機関たるHHSが定めた方式で、HHSに対して通知を行わなければならない。⁽⁷⁰⁾

(5) メディアに対する通知

対象事業者は、安全でない保護医療情報の侵害があった際に、一つの州又は管轄地の住民の500人以上が関係する場合、当該州又は管轄地においてサービスを提供する知名度の高いメディアの支局に通知しなければならない。⁽⁷¹⁾

通知の時期と内容は、本人に対する通知と同じである。⁽⁷²⁾

(6) 対象事業者に対する通知

提携事業者は、安全でない保護医療情報の侵害があった場合、対象事業者に対して通知しなければならない。⁽⁷³⁾

通知の時期は、本人に対する通知と同様である。⁽⁷⁴⁾

通知の内容は、本人に対する通知に求められている事項だけでなく、本人を識別できる情報も可能な範囲で含めることが求められている。⁽⁷⁵⁾

(7) 証明責任

プライバシールールに違反した利用又は提供が発生した場合、対象事業者又は提携事業者は、侵害通知ルールにおいて求められている通知がすべてなされているか、通知が求められる「違反」がなされていないかのいずれかを証明する責任を負う。⁽⁷⁶⁾

6 執行ルール

執行ルールにおいては、州法との関係についての規定と、執行手段についての規定が重要である（なお、後者の執行手段についての規定の一部は、執行ルールではなく、法律レベルでしか定められていないが、併せて紹介することとする。）。

(1) 州法との関係

HIPAAの規則のうち、州法の規定と異なるものについては、原則として「専占」（連邦法は州法に優越するため、連邦法がそれと矛盾する州法に優先し、又はそれに取って代わることをいう。）することになる。⁽⁷⁷⁾

もっとも、以下の一又は二つ以上に該当する場合には、州法の規定が適用されることになる。⁽⁷⁸⁾

- 州法の規定が、一定の必要性があり、又は管理の対象となる物質の規制を主目的としているとHHSが決定する場合
- 州法の規定が、個人識別可能情報のプライバシーに関連し、かつHIPAAのオムニバスルールよりも厳格な場合
- 州法の規定が、疾病、傷害、児童虐待、出生若しくは死亡の報告、又は公衆衛生の監視、調査若しくは介入の実施を規定している場合
- 州法の規定が、健康保険関係者に対して、経営監査、財務監査、プログラムの監視及び評価、又は施設若しくは個人の免許若しくは認証を目的とした情報の報告をし、又はこれらの情報へのアクセスを提供することを求める場合

(2) 執行手段

ア 行政的な執行手段

HIPAAの規則の行政的な執行は、HHSの部局である公民権局（Office for Civil Rights）が所管している。

公民権局の行政的な執行手段としては、以下のものが定められている。

(ア) 調査の手段

執行ルールは、調査の手段として、①不服申立ての調査と②法令遵守の確認が定められている。⁽⁷⁹⁾⁽⁸⁰⁾

①の不服申立ての調査は、個人からの不服申立てが端緒となり、事実関係の予備調査において、故意又は重過失によって違反が発生し得ることが示された場合に開始される。⁽⁸¹⁾②の法令遵守の確認は、個人からの不服申立ては端緒として求められておらず、公民権局の職権により、同様の事実関係の予備調査を行った上で、開始される。⁽⁸²⁾

対象事業者又は提携事業者は、このような①不服申立ての調査と②法令遵守の確認に対して、協力しなければならない。⁽⁸³⁾

(イ) 非公式の執行手段

これらの調査の結果、HIPAAを遵守していないことが示された場合、公民権局は、非公式の執行手段により、問題の解決を試みることができる。⁽⁸⁴⁾

このような非公式の執行手段として、以下の三つの試みが実務上行われている。⁽⁸⁵⁾

- ①自主的な法令遵守
- ②是正措置
- ③和解契約

(ウ) 民事制裁金

非公式の執行手段によって解決に至らなかった場合、公民権局は、対象事業者又は提携事業者に対して通知し、反論の証拠を 30 日以内に提出する機会を与える。⁽⁸⁶⁾その後、公民権局は、民事制裁金を科すべきだと考える場合、その見解を対象事業者又は提携事業者に対して通知することになる。⁽⁸⁷⁾

民事制裁金の金額は、類型ごとに 4 つの区分が定められている。違反 1 件ごとの金額は、①違反を知らず、合理的な注意によっても知り得なかった場合、100 ドル～500 ドル、②故意又は重過失がない場合、1,000 ドル～50 万ドル、③故意又は重過失があったが、30 日以内に違反が是正された場合、1 万ドル～5 万ドル、④故意又は重過失があり、違反が是正されていない場合、5 万ドル以上とされている。⁽⁸⁸⁾

イ 刑事的な執行手段

刑事的な執行手段として、故意に HIPAA に違反して、①医療における固有の識別子を利用し、又は利用させること、②本人に関する個人識別可能情報を取得すること、及び③個人識別可能情報を第三者に提供することについて、その態様に応じ、最大で懲役 10 年及び罰金 25 ドルが課され得る。⁽⁸⁹⁾

刑事的な執行手段は、司法省によってなされるが、公民権局は、刑事手続が相当と思われる事案を、司法省に情報提供している。

ウ 監査

上記アの行政的な執行手段と上記イの刑事的な執行手段とは別に、HHS は、対象事業者及び提携事業者が HIPAA を遵守しているかを確かめるため、定期的な監査を行わなければならないとされている。⁽⁹⁰⁾

以上

- (1) HIPAAの制定経緯は、開原＝樋口「医療の個人情報保護とセキュリティー個人情報保護法とHIPAA法(第2版)」(有斐閣、2005)51頁以下が詳しい。
- (2) 45 C.F.R. Part 164.
- (3) *Id.*
- (4) *Id.*
- (5) 45 C.F.R. Part 160.
- (6) 45 C.F.R. Part 162.
- (7) *Id.*
- (8) *Id.*
- (9) 45 C.F.R. § 160.103.
- (10) *Id.*
- (11) *Id.*
- (12) *Id.*
- (13) 一部の例外とは、①家族による教育の権利及びプライバシーの法律の定める教育記録中のもの、②同法律(a)(4)(B)(iv)の定める記録中のもの、③雇用者としての役割において対象事業者が保有する雇用記録中のもの、④50年より以前に死亡した人に関するものである。
- (14) 45 C.F.R. § 160.103.
- (15) *Id.*
- (16) 45 C.F.R. § 164.502(d)(2) and 164.514(a).
- (17) *Id.*
- (18) 45 C.F.R. § 164.514(b).
- (19) 45 C.F.R. § 164.502(a).
- (20) 45 C.F.R. § 164.506(b).
- (21) 45 C.F.R. § 164.510.
- (22) 45 C.F.R. § 164.510(a).
- (23) 45 C.F.R. § 164.510(b).
- (24) 45 C.F.R. § 164.502(a)(1)(iii).
- (25) 45 C.F.R. § 164.502(b) and 164.514(d).
- (26) 45 C.F.R. § 164.530(c).
- (27) 45 C.F.R. § 164.512.
- (28) 45 C.F.R. § 164.514(e).
- (29) 45 C.F.R. § 164.508(a)(1).
- (30) HHS, *Summary of the HIPAA Privacy Rule*, available at <https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/privacy/laws-regulations/index.html> (last visited 07 Jun, 2019).
- (31) 45 C.F.R. § 164.508(a)(2)-(4).
- (32) 45 C.F.R. § 164.502(a)(3).
- (33) 45 C.F.R. § 164.502(e)(1)(i).
- (34) 45 C.F.R. § 164.502(e)(1)(ii).
- (35) 45 C.F.R. § 164.502(e)(1)(i).
- (36) 45 C.F.R. § 164.502(e)(2).
- (37) 45 C.F.R. § 164.504(e)(1)(ii)-(iii).
- (38) HHS, *Business Associate Contracts*, available at <https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/covered-entities/sample-business-associate-agreement-provisions/index.html> (last visited 07 Jun, 2019).
- (39) 45 C.F.R. § 164.502(b)(1).
- (40) HHS, *supra* note 29.
- (41) 45 C.F.R. § 164.520(a)(1).
- (42) 45 C.F.R. § 164.520(b)(1).
- (43) HHS, *Business Associate Contracts*, available at <https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/covered-entities/sample-business-associate-agreement-provisions/index.html> (last visited 07 Jun, 2019).
- (44) 45 C.F.R. § 164.524(a)(1).
- (45) 45 C.F.R. § 164.524(c)(3)(ii).
- (46) 45 C.F.R. § 164.501.
- (47) 45 C.F.R. § 164.526.
- (48) 45 C.F.R. § 164.528.
- (49) 45 C.F.R. § 164.522(a).
- (50) 45 C.F.R. § 164.522(b).
- (51) 45 C.F.R. § 160.103.
- (52) 45 C.F.R. § 164.306(a).
- (53) 45 C.F.R. § 164.306(b)(1).
- (54) 45 C.F.R. § 164.306(c).
- (55) 45 C.F.R. § 164.306(d).
- (56) 45 C.F.R. § 164.308.
- (57) 45 C.F.R. § 164.310.

- (58) 45 C.F.R. § 164.312.
 (59) 45 C.F.R. § 164.314.
 (60) 45 C.F.R. § 164.316.
 (61) 45 C.F.R. § 164.402.
 (62) *Id.*
 (63) *Id.*
 (64) *Id.*
 (65) 45 C.F.R. § 164.404(a)(1).
 (66) 45 C.F.R. § 164.404(b).
 (67) 45 C.F.R. § 164.404(c)(1).
 (68) 45 C.F.R. § 164.404(d)(1)(i).
 (69) 45 C.F.R. § 164.408(b).
 (70) 45 C.F.R. § 164.408(c).
 (71) 45 C.F.R. § 164.406(a).
 (72) 45 C.F.R. § 164.406(b)(c).
 (73) 45 C.F.R. § 164.410(a).
 (74) 45 C.F.R. § 164.410(b).
 (75) 45 C.F.R. § 164.410(c).
 (76) 45 C.F.R. § 164.414(b).
 (77) 45 C.F.R. § 160.203.
 (78) *Id.*
 (79) 45 C.F.R. § 160.306.
 (80) 45 C.F.R. § 160.308.
 (81) 45 C.F.R. § 160.306(c)(1).

- (82) 45 C.F.R. § 160.308.
 (83) 45 C.F.R. § 160.310(b).
 (84) 45 C.F.R. § 160.312(a)(1).
 (85) HHS, *How OCR Enforces the HIPAA Privacy & Security Rules*, available at <https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/compliance-enforcement/examples/how-ocr-enforces-the-hipaa-privacy-and-security-rules/index.html> (last visited 07 Jun, 2019)
 (86) 45 C.F.R. § 160.312(a)(3)(i).
 (87) 45 C.F.R. § 160.312(a)(3)(ii).
 (88) 45 C.F.R. § 160.404.
 (89) 42 U.S.C. § 1320d-6.
 (90) HI TECH Act § 13411.

弁護士
野呂悠登

Yuto Noro
 直通 / 03-6438-4504
 MAIL / ynororo@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

著作権 / 特許 / 商標 / IT・通信 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 消費者対応 / その他国際法務

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2014) / 情報ネットワーク法学会(2018)

建物賃貸借における「建物」性の検討 —シェアオフィス等の共有型オフィス を題材に—

— 弁護士 滝 琢磨
 — 弁護士 山下 翔
 — 弁護士 辻村慶太
 — 弁護士 坂下美沙

第1 はじめに

近年のワークスタイルの変化に応じて、「シェアオフィス」、「コワーキングスペース」、「レンタルオフィス」といった共有型オフィスが広くみられるようになった。執務場所が、オープンスペースのフリーアドレス制で固定席がないものから個室であるものまでその利用形態は各共有型オフィスの事業者の提供するサービス又はプランに応じて様々である。では、共有型オフィスの利用契約は、建物賃貸借に該当するのだろうか。例えば、共有型オフィスの事業者と利用者が更新条件等の契約内容をめぐり紛争となった場合に、当該契約が建物賃貸借であれば原則として借地借家法が適用されるが⁽¹⁾、建物賃貸借でなければ借地借家法は適用されないため、結論や紛争処理の方法等に差が生じ得ることになる（一般的には借地借家法が適用されると賃貸人に不利となる。）。

具体的には、以下の差異が生じる⁽²⁾。

	民法	借地借家法	左記以外 ⁽³⁾
対抗力	登記(605条)	建物の引渡し(31条1項)	なし
期間	20年を超えることはできない(604条1項) 下限の制限なし	上限の制限なし(29条2項) 下限の制限あり(29条1項) ⁽⁴⁾	なし
解約	期間の定めがない場合は解約申入後3ヶ月で終了(617条1項2号) 期間の定めがある場合で中途解約権を定めた場合は解約申入後3ヶ月で終了(618条) ⁽⁵⁾	期間の定めがない場合及び期間の定めがある場合で中途解約権を定めた場合、賃貸人からの解約申入後6ヶ月で終了(27条1項) また、正当事由が必要(28条) ⁽⁶⁾	なし
更新	法定更新の制度なし ⁽⁷⁾	法定更新の制度あり(26条1項、2項)	なし
更新拒絶	正当事由は不要	正当事由が必要(28条)	なし
賃料増額・減額請求権	なし	あり(32条)	なし
強行規定	なし	あり(30条)	なし

そして、ある契約が建物賃貸借に該当するかどうかを判断するに当たっては、対象物に①「建物」性が認められるか、及び、契約内容に②「賃貸借」性が認められるかの2点が重要となる。例えば、オフィスビルの区画された1室全部を利用するような場合は、対象物が①「建物」であることは明らかであると思われる。しかし、共有型オフィスでは、執務場所として利用する場所の形態が、オープンスペース、半個室及び個室（密閉型・半密閉型）など様々であるところ、これらは①「建物」といえるのであろうか。また、例えば、

執務場所が利用の都度変わり、固定されていない場合は、当該執務場所を②「賃貸借」しているといえるのであろうか。

本稿では近年増えつつあるシェアオフィス⁽⁹⁾を題材に、どのような場合が①「建物」に該当するかを検討し、次稿では、②「賃貸借」性について検討することとしたい。

第2 ①「建物」性

借地借家法との関係で、シェアオフィスの「建物」性が争点となった近年の裁判例⁽¹⁰⁾を題材に、どのような場合に「建物」性が認められるか検討する。なお、本稿での検討においては、不動産としての建物の一の区画を利用するケースを想定する。

1 平成 26 年裁判例

①事案の概要

被告会社の経営するシェアオフィス⁽¹¹⁾内の一区画の利用を目的とした入会契約につき、期間満了に際して借地借家法に基づく法定更新がなされたかどうか争われたが、その前提として、当該契約に基づき利用する一区画が借地借家法上の①「建物」であるかが争われた。なお、当該契約の②「賃貸借」性についても争われたが、これについては次稿で検討する。

②判示

裁判所は、最高裁の判例で「建物の一部であっても、障壁その他によって他の部分と区画され、独占的排他的支配が可能で規模・規模を有するものは、旧借家法1条にいう「建物」であると解すべき」とされている⁽¹²⁾ことを前提に、「(問題となった)本件区画は、面積3.5m²と狭小とはいえ、(1)四方を天井まで隙間のない障壁で囲まれ、(2)共用スペースとは鍵付きのドアによって区画されており、(3)ドアを開けなければ共用スペースから本件区画内部の様子をうかがうことはできない構造になっていることが認められる」と判示して、シェアオフィスの入会契約の目的である使用区画の構造、同契約の法的性格の検討の上、当該区画が借地借家法上の「建物」に該当することを認めた。⁽¹³⁾

2 検討

①完全密閉型オフィス

平成26年裁判例が言及する(1)「障壁で囲まれ隙間がない」、(2)「ドアに鍵がかかる」、(3)「周囲から見えない」といった特徴の執務場所を提供するシェアオフィスは、「完全個室」といったキャッチフレーズで展開されているが、こうしたシェアオフィスの利用契約は、執務場所を「建物」と定めず、単に「オフィス」や「区画」

として定めていることが多いと思われる。しかし、このような完全密閉型の執務場所は、「独占的排他的支配が可能で規模・構造」であるため、借地借家法上の「建物」性が認定される可能性が高い。⁽¹⁴⁾

このように「建物」性が認定され、最終的に普通建物賃貸借契約として処理される事態を防ぐためには、シェアオフィスの事業者としては、執務場所の「建物」性が認められることを前提に、利用契約を定期建物賃貸借又は一時使用目的賃貸借として整備する、といった対応策を講じる必要がある。

②半密閉型オフィス

シェアオフィスの中には平成26年裁判例が指摘した(1)~(3)の全部又は一部の要素が欠ける半密閉型オフィスがあり、その「建物」性について検討する。

(1)「隙間がない」点に関し、居室の天井/床との間に隙間があるいわゆるブース形態のシェアオフィスが展開されている。この点、スーパーマーケット内のパン屋の事案であるものの、「スーパーマーケットの他の売り場とは扉等はなく自由に行き来できるが、一応独立した区画となっており」と判示した裁判例⁽¹⁷⁾もあるため、隙間の程度にもよるが、「隙間がある」との事情のみで、直ちに「建物」性が否定されることにはならないと考えられる。⁽¹⁸⁾

(2)「ドアに鍵がかかる」点に関し、一般的に鍵の交付は建物の「引渡し」と考えられており、昭和42年判例の指摘する「独占的排他的支配が可能で規模・規模」に直結する要素と考えられる。⁽¹⁹⁾一方で、鍵がかけられない形態のものは、極めて短時間の利用が想定されており、排他的支配が困難であるため、結論として「建物」性が認められるケースは多くはないと思われる。

(3)「周囲から見えない」点に関し、ガラス張りの店舗であっても店舗としての機能を喪失することはなく借地借家法が適用されることには争いはないと思われるが、事務所は店舗に比べ機密性が要求されることが多いと思われるため、「周囲から見える」事務所の「建物」性が否定されることもありうる⁽²⁰⁾と考えられる。

シェアオフィスの利用者側としては、「建物」性が否定され借地借家法の適用を受けることができなくなれば、シェアオフィスの事業者側から正当事由がない場合に解約又は更新拒絶されてしまうリスクや、シェアオフィスの所有権が譲渡された際に新所有者に対しシェアオフィスの占有権原を主張できなくなるリスクが発生することになる。したがって、上記(1)~(3)の要素を参考に、当該利用契約の対象が「建物」に該当するかど

うかを見極めた上で入居することが望ましい。

③開放型オフィス

シェアオフィスの中には、執務場所がフリーアドレス制で固定席がない開放型オフィスがあり、利用者同士の交流等をアピールしている。また、フリーアドレス制ではなくても区画が障壁で区切られているのではなく、ボードや什器備品等が置かれているだけの開放型オフィスについては、平成26年裁判例が指摘した(1)~(3)の要素を備えておらず、通常は「建物」性が認められない⁽²¹⁾と考えられる。その場合には、シェアオフィスの事業者及びその利用者との間の契約は建物賃貸借ではないため、借地借家法が適用されることはない(当該契約が建物賃貸借ではないとしても、賃貸借であるか又は利用契約等の非典型契約であるかは別途検討を必要とする。詳細は次稿において検討する。)

第3 小括

執務場所が、完全密閉型のシェアオフィスは借地借家法上の「建物」性が認められる場合が多い。一方、半密閉型の場合は、具体的な形状に応じて「建物」性が認められる場合又は認められない場合の双方があり得る。また、開放型の場合は、通常は「建物」性が認められないと思われる。このように、執務場所の具体的な形状に応じて、「建物」性が認められるかどうかは異なるのであるが、現実には、執務場所の形状にかかわらず、一律に「建物」性が認められないことを前提とした利用契約をもって運営されているシェアオフィスが多い。次稿で検討する「賃貸借」性も併せて判断する必要があるものの、それらの契約のうち、執務場所が完全密閉型及び半密閉型の場合の契約は、借地借家法が適用される建物賃貸借に該当する可能性がある(特に完全密閉型)。そして、借地借家法が適用されると、契約内容を巡り争いとなった場合の結論に影響が及ぶため、シェアオフィスの事業者及び利用者の双方にとって、自らの契約に借地借家法が適用されるかどうかを確認し、借地借家法が適用される場合及び適用されない場合の対処方法を検討しておくことが望ましい(例えば、シェアオフィスの事業者としては、建物賃貸借であることを前提に定期建物賃貸借契約を活用する又は借地借家法が適用されないような態様でシェアオフィスを運営することの検討、利用者としては更新等の際に借地借家法の保護が受けられない可能性があるリスクを織り込んでシェアオフィスを利用する等)。

以上

- (1) 普通建物賃貸借。例外的に建物賃貸借であっても一時使用目的建物賃貸借(借地借家法40条)となる場合は借地借家法の借家に関する規定が適用されず、また、定期建物賃貸借(同法38条)となる場合は、契約は更新せずに終了する。
- (2) 表では一時使用目的建物賃貸借及び定期建物賃貸借は考慮していない。なお、他にも、建物賃貸借の媒介が行われる場合には、宅建業者にて重要事項説明の義務が生じる(宅建業法35条)等の違いが生じる。
- (3) 民法上の賃貸借及び借地借家法上の建物賃貸借以外の非典型契約であり、例えば、執務場所がフリーアドレス制の場合は、賃貸借ではない利用契約としてこれに該当すると考えられる。第2頁③を参照。
- (4) 1年未満の場合は、期限の定めがなくなる。
- (5) 中途契約の特約がなければ期間内解約は不可となる。借地借家法が適用される場合も同様。
- (6) 中途解約権を定めた場合の賃借人からの解約の申入れは、3ヶ月前となるのが原則であるが(民法617条、618条)、契約で解約申入れの期間が定められているのであれば、当該定めにしたがう。
- (7) 一定の場合に更新が推定されるにとどまる(民法619条)。
- (8) ここでいう「建物」とは日常用語における「建物」とは異なり、ビル1棟を指すものではない。詳細は後記第2頁平成26年裁判例を参照。
- (9) 本稿では、執務場所、受付、会議室、休憩スペース、トイレ又は複合機等といった機能、スペース又は設備の全部若しくは一部を共有するオフィスを以下「シェアオフィス」と総称する。
- (10) 東京地判平成26年11月11日(Westlaw JAPAN 2014WLJPCA11118015、以下「平成26年裁判例」という。)
- (11) 面積3.4㎡~12.1㎡のレンタルオフィスが15部屋あり、インターネット回線、会議室、複合機等の設備の使用サービスを併せて提供していた。
- (12) 最判昭和42年6月2日民集21巻6号1433頁、以下「昭和42年判例」という。昭和42年判例は、第1審判決の確定した事実を引用しているが、確定した事実の中には、(a)区画に電気メーターが取り付けられていること、(b)看板を掲げ、外観上も、建物の他の部分と別個の形態を有していること、(c)賃借当時から家族が起居して世帯を構成していることなどが含まれており、区画の物理的な独立性のみならず、機能的な独立性も考慮されていると考えられる(機能的独立性も含め判断している裁判例は多数見られる。)
- (13) 一方で、東京地判平成21年4月27日(Westlaw JAPAN 2009WLJPCA04278002、以下「平成21年裁判例」という。)、不動産鑑定会社が転借していたビルの一區画について、転賃借契約の目的物の部分と他の部分との境界には、若干の什器備品が置かれているだけで、壁等による物理的な境界は設置されておらず、転借区画が所在するフロア全体の構造や利用状況などに鑑みても、転借部分が、障壁によってフロアの他の部分と区画され、独占的排他的支配が可能な構造・規模を有するものと認めることはできない旨述べて、「建物」性を否定している。
- (14) 完全密閉型オフィスは物理的な独立性があると考えられるが、例えば、(2)「ドアに鍵がかかる」、(3)「周囲から見えない」といった機能的な独立性がない場合には、「建物」性が否定されることもありうると考えられる。
- (15) 定期建物賃貸借及び一時使用目的建物賃貸借は通常要件を満たさないため普通建物賃貸借となる。
- (16) 「賃貸借」性を否定することで建物賃貸借への該当を避け、借地借家法の適用を免れるということも考えられ、現に多くのシェアオフィスの利用契約では、賃貸借ではなく利用契約である旨、賃借権は生じない旨等が規定されている。しかし、平成26年裁判例の事案では、シェアオフィスの事業者は、利用者において業種、商号の設定があること、模様替えの制限があること、他のスペースへ移転可能であること、管理のため執務場所に立入り可能であること、各種サービス(バーチャル秘書サービス、電話応答サービス等)があること、賃借権が発生しない旨及び借地借家法の適用はない旨が明記された特約があることといった事情を指摘し、総合的なオフィスサービスの提供を目的とした非典型契約である旨を主張したが、判決では「賃貸借」性が認定されており、どのような場合に「賃貸借」性が否定されるか、借地借家法の強行規定(30条)により無効とならないかは慎重な検討が必要となる(詳細は次号で検討)。
- (17) 東京地判平成8年7月15日判時1596号81頁
- (18) もっとも、当該裁判例の事案は、(a)バン屋に直接公道から出入りできる、(b)床や壁の仕様が異なり、天井にはシャンデリアを備え雰囲気も異なる、という事情が存在し完全な物理的独立性がないものの、店舗の機能的独立性を考慮したため、最終的に「建物」性が認められていると考えられるのであり、上記のような事情がなく事務所としての機能的独立性がないと思われる半密閉型オフィスにおいて、実際に「建物」性が認められるケースは多くはないと思われる。
- (19) 物理的独立性と機能的独立性の双方を基礎づける事情と考えられる。
- (20) 周囲から見えるか否かは、機能的独立性を基礎づける要素と考えられるが、店舗や事務所よりも機密性が要求される居室については、さらに「周囲から見えない」点が「建物」性の認定において重視されると考えられる。
- (21) 物理的独立性も機能的独立性も備っていないと整理できると考えられる。注(13)の平成21年裁判例参照。

弁護士
滝 琢磨
(1979年生)

Takuma Taki
直通 / 03-6438-5445
MAIL / ttaki@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

M&A / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 銀行・証券・保険・信託 / ファンド

【登録、所属】

第二東京弁護士会登録(2007)

弁護士
辻村慶太
(1988年生)

Keita Tsujimura
直通 / 03-6438-4570
MAIL / ktsujimura@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 反社会的勢力対応 / 不動産投資 / 開発 / 太陽光発電・その他自然エネルギー / 電気事業 / IT・通信 / 銀行・証券・保険・信託 / ファンド

【登録、所属】

東京弁護士会(2015)

弁護士
山下 翔
(1988年生)

Sho Yamashita
直通 / 03-6438-4515
MAIL / syamashita@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 不動産投資 / 開発 / 太陽光発電・その他自然エネルギー / 銀行・証券・保険・信託 / ファンド

【登録、所属】

東京弁護士会(2014)

弁護士
坂下美沙
(1992年生)

Misa Sakashita
直通 / 03-6438-6120
MAIL / msakashita@tmi.gr.jp

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2018)

イスラエルにおける投資実務及び法的留意点(日米実務との比較も交えて)

— 弁護士 田中真人

第1 イスラエルの概況(シリコンバレーとの比較)

最先端技術を生み出し続ける、スタートアップ大国、イスラエル。人口約900万人、2.2万平方メートル(日本の約18分の1、四国程度の面積)ほどの小さな国でありながら、約6,000社のスタートアップ、350社以上のグローバル企業R&D施設、100以上のアクセラレーター、約70のVCが存在する。イスラエルは、国民一人当たりのVC投資額、R&D投資額の対GDP比率、米国NASDAQ上場の米国以外の企業数、1万人あたりのエンジニア数等において世界でトップを争う位置にあり、その高い技術から世界中から資金が集まっている。IVC Research Centerのレポートによれば、2018年のイスラエルスタートアップが調達した金額は、累計で約64億7,000万ドル(約7,000億円⁽¹⁾)。2019年においても、5月までの調達額は28億ドルを超えており、2018年の調達額を上回るペースである⁽²⁾。

日本との関係では、2014年1月にイスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相が訪日した頃から、両国間のビジネスが急激に発展し、2012年に約2億円だった日本からイスラエルへの投資額は、2017年には約1,300億円に到達した⁽³⁾。

日本企業が、シリコンバレーと比較してイスラエルに注目すべき理由として、イスラエルスタートアップの方が、相対的にバリュエーションが低いということに加えて、そのエコシステムに入り込みやすいということが挙げられる。イスラエルのスタートアップは、その市場の規模もあり、国内ではなく、海外の投資家を見ている場合が多い。CBInsightsのGlobal Tech Hubs Report 2018によれば、2012年から2017年に行われた投資について、海外投資家による投資の割合が、シリコンバレーにおいては24%にとどまるところ、テルアビブでは71%にも及んでいる⁽⁴⁾。これは、日本企業が海外投資家としてイスラエルのTop-tierスタートアップに対して投資するチャンスが広がっていることを意味している。また、イスラエル企業の中には、アジアへの事業展開を視野に入れて積極的に日本企業からの投資や日本企業との業務提携の機会を求めているところも多く、この点も日本企業がエコシステムに入るのを容易にしている。

筆者は、2018年9月からイスラエルの大手法律事務

所である Herzog Fox & Neeman Law Office に出向しており、適宜 TMI と連携しながら、主に、日系企業による投資、M&A、拠点設立、就労ビザ、その他イスラエルビジネスに関連する事項につきサポートしている。本稿においては、イスラエルでの投資実務の特徴及び法的留意点等について概説する。

第2 日米実務と比較したイスラエルでの投資契約の特徴

イスラエルでの投資は、日本や米国での実務と比較して複雑ということではなく、イスラエル企業への投資に許可が必要となるというような一般的な外資規制も存在しない。

投資契約の実務は、米国の実務と類似しており、シードラウンド以降の投資においては、優先株式が発行されることが多い。一般的に規定される優先株式の内容としては、日本の種類株式としてもよく規定される、(i) M&A 時に対価を公平に分配するための、みなし清算を含む清算時優先残余財産分配の規定、(ii) ダウンラウンド時に既存株主の議決権比率が薄まることを防止する希釈化防止条項、(iii) IPO などの一定の事由が生じた際に会社側の裁量で優先株式を所定の比率で普通株式に転換することを可能とする強制転換権がある。また、日本では、(iv) ある優先株式から所定の数の取締役を選任できる規定、(v) 一定の重要事項を会社が行うには、事前に所定の数の優先株式から同意を必要とする拒否権条項について、定款変更等の手続負担を考慮して、種類株式の内容としてではなく、契約上の合意内容として定められることが多いが、イスラエルでは、米国の実務同様、これらの規定についても優先株式の内容として定められるのが一般的である。

さらに、(i) 残余財産分配の規定について、日本では、優先株式の払込価格と同額（1 倍）を限度として優先権が与えられ、1 倍の分配を受けた後に他の株主とともにさらに残余財産の分配を受ける「参加権」が付いていることが一般的であるが、イスラエルでは、米国の実務同様、「1 倍の優先権」という点では日本と共通である一方で、日本とは異なり、「参加権」は付いていないのが一般的である。

米国では、通常、創業者が創業株を引き受けるにあたり、その株式に対し、創業者が会社を去った場合に会社が創業者の株式をその払込価格で買い戻せる権利を付され、ベスティング・スケジュールに従って買い戻権から外れていくという運用がなされているが、かかる運用はイスラエルにおいても一般的である。米国では、勤務開始から 1 年で 4 分の

1 が、その後は 3 年かけて毎月 48 分の 1 ずつが買い戻し権から外れる「1 year cliff, 4 year vesting」と呼ばれるスケジュールが設定されるが、イスラエルでは、期間は様々であり 2 年又は 3 年のベスティング・スケジュールも多い。

第3 イスラエルでのM&A、投資における特有の法的留意点

■ R&D 法関連の留意点

イスラエルの企業は、研究開発及び技術イノベーション奨励法（以下「R&D 法」）に基づいて、イノベーション庁（以下「IIA」）が提供する補助金（以下「IIA 補助金」）を受領しているところが多数存在する。IIA 補助金で研究開発を行った企業（被支援企業）は、様々な制限や義務が課されるが、中でも以下の点は留意しておく必要がある。

① ノウハウの国外移転

IIA 補助金を利用して開発されたノウハウ（以下「対象ノウハウ」）を非イスラエル居住者に移転する場合には IIA からの事前許可及び移転料の支払いが義務付けられている。移転料の計算方法については、R&D 法が計算式を定めているが、上限額は IIA 補助金額の 6 倍（及び利息）にも及ぶ（IIA が対象ノウハウの移転を拒否した例は基本的には存在しない。）。移転料支払い後は、対象ノウハウに対する R&D 法に基づく制約は消滅し、対象ノウハウを基にした製品開発、商業化等、いかなる対応も可能となる。

IIA は、「ノウハウ」の定義を単なる「知識」、「知的財産」よりも広く捉えており、ソースコード等、技術要素については基本的に全て含むものと考えている。対象ノウハウに該当するかどうかは、法的な問題であるだけでなく、承認された研究開発プログラムの内容や関連書類を基礎とした事実確認の問題でもあり、法務調査においては、IIA への申請内容、IIA の承認内容、会社の引受事項、会社が提出する報告書等の内容を確認する。

紙面の関係で詳細は別の機会に譲るが、上記移転料を減額する方法としては、移転するノウハウの範囲を狭める、移転料より低額の手数料の支払いで代替するノウハウのライセンスに係る制度を利用する等、様々な実務的な対応があり得るので、専門家に相談しながら事業計画を検討するのが望ましい。また、移転料をどのように負担するかという点については、契約交渉においても検討すべき事項である。

②製造拠点の国外移転

対象ノウハウに係る製品の製造を非イスラエル居住者に許可する場合には、IIAの事前の許可及びIIA補助金額の最大3倍（及び利息）のロイヤルティ支払いが必要である（2011年1月1日以降に資金を受け取った会社には、製造能力の50%以下が移転される場合最大1.2倍、50% - 90%が移転される場合最大1.5倍、90-100%が移転される場合最大3倍のロイヤルティ）。なお、製造能力10%未満の移転である場合には、ロイヤルティ上限の増加はなく、IIAに対する届出のみを行う。

したがって、投資、M&Aと併せて、製造拠点の移転も検討している場合には、上記の点を踏まえて、契約内容を交渉する必要がある。

② その他の留意点

本稿では紹介し切れないが、上述のR&D法関連の規制以外にもイスラエル特有の規制が存在し、以下の知的財産権関連の規制はその一部である。

知的財産権関連のその他の特有の留意点	
学術・研究機関保有の可能性	ハイテク企業に雇用された大学職員等によって生み出された知的財産権は、当該研究機関に保有されている可能性がある(知的財産が当該研究機関の研究に直接関係のない場合も含む)
病院保有の可能性	病院職員が生み出した知的財産権について、上記学術・研究機関と同じ取扱い
徴兵関連で国固有の可能性	徴兵の過程、又は徴兵後一年以内に生み出された知的財産権は、国固有の可能性がある
従業員職務発明への対価	知的財産権を生み出したことに対する対価を受領する権利を明示的に放棄しない限り、従業員は会社に対してロイヤルティを請求する権利がある

これらのイスラエル特有の法的留意点があることに鑑みても、イスラエルにてM&A、投資等を行う場合には、契約書等作成の段階だけでなく、デューデリジェンスの段階においても、専門家に相談、依頼することをお薦めする。

以上

弁護士
田中真人
(1984年生)

Masato Tanaka
MAIL / matanaka@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
起業・株式公開支援 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 一般企業法務 / 商事関連訴訟 / 消費者対応 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応

【登録、所属】
東京弁護士会(2011)

(1) http://www.ivc-online.com/Portals/0/RC/Survey/IVC_Q4-18%20Capital%20Raising_Survey_Final.pdf

(2) <https://en.globes.co.il/en/article-israeli-startups-raised-over-500m-in-may-1001288056>

(3) https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/il/basic_01.html#block6

(4) <https://www.slideshare.net/oqpied/cbinsights-global-tech-hubs-report-2018>

シンガポールのProtection from Online Falsehoods and Manipulation Act 2019 (POFMA: オンライン虚偽情報及び情報操作防止法) (いわゆるフェイクニュース防止法)

— 弁護士 水田 進

第1 はじめに

シンガポールでは、2019年5月8日に「Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act 2019」(オンライン虚偽情報及び情報操作防止法)が成立した。これはいわゆる「フェイクニュース防止法」と呼ばれるもので、インターネット上のフェイクニュースや情報操作の防止を目的とする法律である。

インターネットを中心に溢れるフェイクニュースの弊害については多くの国や地域で議論されているところであるが、シンガポール政府は、特に自国が、多人数多民族国家であること、インターネット普及率が高いこと、世界で使用人口の多い英語を使用する国であること等から、フェイクニュースにより容易に社会が分断されてしまうおそれがあるため、秩序ある社会の維持のために一定の規制が必要であるという立場をとっている⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾。

もっとも、言論の自由という観点からは、政府が「虚偽」か否かを判断して、情報の発信者等に対して制限をかけることができる本法には、反対する意見も多い⁽⁴⁾。

実際、立法過程で開かれた国会の公聴会で意見を述べた世界的大手 SNS 各社の責任者らは、今回の立法措置に疑問を呈していた。また、本法可決前には国際的な人権団体であるアムネスティ・インターナショナルや国際法律家委員会が本法を批判する内容のコメントを公表している。

第2 内容

本法は、フェイクニュースの拡散や情報操作を防止する法律である。

1 目的⁽⁵⁾

本法の目的は、以下のとおりである。

- (a)シンガポール国内で事実に関する虚偽の情報が流れるのを防止し、虚偽の情報の効果を減殺する方策をとることを可能にする

- (b)シンガポール国内で事実に関する虚偽の情報を繰り返し流すオンライン上の媒体への資金供給、プロモーション及びその他の支援を抑止する
- (c)オンラインアカウント及びボットの不正使用等の発見、コントロール及びセーフガードの方策をとることを可能にする⁽⁶⁾
- (d)政治目的の有料コンテンツに関する情報の開示を促進する方策をとることを可能にする

2 規制対象① (情報を流す者の責任)

本法は、(i)事実に関する虚偽の情報であり、かつ、(ii)当該情報を流すことが公共の利益に反する可能性が高いと知りながら又はそのように考える理由がありながら、シンガポール国内で情報を流すための行為をすることを国内外間わず禁止している⁽⁷⁾。

- (i) 事実に関する虚偽の情報であること

まず、「事実」に関する情報とは、合理的な人間がそれを事実の表現であると考え得るであろう情報をいう。また、情報が虚偽又はミスリーディングであれば、それが全体か一部か、それ自体によるか文脈によるかを問わず、「虚偽」の情報に該当する⁽⁸⁾。

この点について、政府は、あくまでも規制の対象は虚偽又はミスリーディングな「事実」に関する情報であり、意見、批評、風刺、パロディは対象ではないと公表している⁽⁹⁾。公表されている具体例は以下のとおりである。

意見に過ぎない (=本法の規制対象とならない)	⇔	事実に関する情報 (=虚偽であれば本法の規制対象)
「不平等が増していることについて政府は責任を負うべきである」		「ある銀行が200億ドルの損失を出した」
「シンガポール国内のイベントの禁止は恣意的だ」		「外国人労働者がシンガポール各地で礼拝所を破壊した」
「シンガポールの機関や政策はエリート主義だ」		「政府が隣国に宣戦布告した」
データに基づく法学者の「シンガポールにおいて死刑には犯罪の抑止効果はない」という発言		データに基づかない又は偽造したデータに基づく法学者の「シンガポールにおいて死刑には犯罪の抑止効果はない」という発言

政府はこれらの具体例を挙げ、本法は多くの一般市民に影響を与えるものではないとしているが、上記の区別は曖昧であり、規制対象の拡大や表現の萎縮を招く危険性が指摘されている。

また、「虚偽」か否かは政府が判断することになるが、前述のように、そもそも本法では「虚偽」の情報とは「虚偽又はミスリーディング」な情報をいって定義付けており、何をもち「虚偽」というのか明らかにはなっておらず、政府の恣意的な判断による言論統制を危惧する

声も多い。

これに対して、政府の判断に不服があれば裁判所に最終的な判断をおおぐことができる制度になっていることを政府は強調しており、司法によるチェックが期待されるが、迅速な救済は難しいと考えられる。

(ii) 公共の利益に反する可能性が高い情報であること

公共の利益に反する可能性が高い行為として、具体的に挙げられているものは以下のとおりである。

- ・シンガポールの安全保障に有害である可能性が高い情報の伝達
- ・公衆衛生、公共の安全、公共の安寧、公的財政に有害である可能性が高い情報の伝達
- ・シンガポールと外国の友好関係に有害である可能性が高い情報の伝達
- ・大統領選、議会の総選挙及び補欠選挙、国民投票の結果に影響を与える可能性が高い情報の伝達
- ・異なる人々の集団間に敵意・憎悪・悪意の感情を起させる可能性が高い情報の伝達
- ・シンガポール政府、国家機関、法定委員会の任務又は機能の実行、あるいはこれらによる権限の行使について公衆の信頼を低下させる可能性が高い情報の伝達

これらの行為を行った場合、自然人であれば5万シンガポールドル以下の罰金若しくは5年以下の禁錮又はその併科、法人であれば50万シンガポールドル以下の罰金が科せられる。

さらに、これらの情報を拡散する目的をもって、シンガポール国内で情報を流すために不正なアカウントやボットを利用した場合には、自然人であれば10万シンガポールドル以下の罰金若しくは10年以下の禁錮又はその併科、法人であれば100万シンガポールドル以下の罰金が科せられる。

もっとも、インターネット仲介サービス、テレコミュニケーションサービス、インターネットへの公衆アクセスサービス、コンピューティングリソースサービスの提供を目的とする行為又はそれらに付随する行為には適用されないこととなっている。

3 政府による命令等

本法の特徴は、規制の対象となる行為を行った者に対して、大臣が訂正命令や停止命令等、一定の行為を課す命令を出すことができる点にもある。

具体的には、(a) 事実に関する虚偽の情報がシンガポール国内で過去に流され又は現に流されており、かつ、(b) 命令を出すことが公共の利益に資すると大臣が判断した場合、

大臣は訂正命令又は停止命令を出すことができる。

(i) 訂正命令

訂正命令とは、シンガポールで本法の規制対象となる情報を流した者に対して、フォーム・方法・対応締切日時を定めて、当該情報が虚偽であるという記載(「訂正文」)を出すことを要求する命令をいう。

当該命令を受けた者は、訂正命令次第では、当該情報の横に、当該情報が虚偽であることを示す訂正文を掲載したり、シンガポール国内の特定の新聞紙又は他の刊行物へ訂正文を掲載したりする義務を負うことになる。

(ii) 停止命令

停止命令とは、シンガポールで本法の規制対象となる情報を流した者に対して、一定の期間内にシンガポール国内で対象情報を流すことを停止するよう要求する命令をいう。

停止命令が出されると、当局がその事実を公告に掲載することになる。

これらの命令に違反した場合、自然人であれば2万シンガポールドル以下の罰金若しくは12か月以下の禁錮又はその併科、法人であれば50万シンガポールドル以下の罰金が科せられる。

4 規制対象② (プラットフォームの責任)

本法の特徴として、SNS企業等にも大臣が命令を出すことができる点が挙げられる。

具体的には、対象となる情報がSNSに流された場合、そのSNS企業に、当該情報が虚偽であることや、虚偽情報の記載場所等の記載を利用者全員に流すよう命令することができる。

この命令に違反した場合、自然人であれば2万シンガポールドル以下の罰金若しくは12か月以下の禁錮又はその併科、法人であれば100万シンガポールドル以下の罰金が科せられる。

第3 まとめ

以上のように、本法はフェイクニュースを流す者だけでなく、フェイクニュースが掲載されたプラットフォームに対しても一定の作為義務を課すものとなっている。しかも、その際の要件が必ずしも明確にはなっていない。政府の広範な裁量のもとでどのように運用されるか注視する必要があるだろう。

以上

- (1) Prime Minister's Office Singapore "Transcript of speech by PM Lee Hsien Loong at the CNA 20th Anniversary Gala Dinner, on 29 Mar 2019" (<https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/CNA-20th-Anniversary-Gala-Dinner>)
- (2) シャンムガム法相は、ミャンマーでイスラム教徒2人が仏教徒の女性に暴行を働いたというフェイクニュースが拡散し、わずか24時間以内に人々が暴徒化して死傷者が出たという事例や、シンガポールのブングル地区の最新式公営住宅の屋根が崩壊しているとのフェイクニュースと合成写真が出回り、軍や警察を巻き込む騒動になった事例を挙げて、立法措置の必要性を説明している。
- (3) 隣国のマレーシアでは一足早く2018年にフェイクニュースを規制する法律が成立・施行されている。
- (4) シンガポールでも共和国憲法14条によって言論の自由が保障されている。
- (5) POFMA第5条
- (6) 「ボット」とは、自動化されたタスクを実行する目的で作成又は変更されたコンピュータープログラムをいうと定義されている(POFMA第2条第1項)。
- (7) POFMA第7条第1項
- (8) POFMA第2条(2)
- (9) <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/New-Bill-to-Protect-society-from-Online-Falsehoods-and-Malicious-Actors.html>
- (10) <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/New-Bill-to-Protect-society-from-Online-Falsehoods-and-Malicious-Actors.html>
- (11) <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/New-Bill-to-Protect-society-from-Online-Falsehoods-and-Malicious-Actors.html>
- (12) POFMA第7条第1項(b)
- (13) POFMA第7条第2項
- (14) POFMA第7条第3項

- (15) POFMA第7条第4項
- (16) POFMA第10条
- (17) POFMA第11条第1項
- (18) POFMA第11条第3項
- (19) POFMA第12条第1項
- (20) POFMA第12条第5項
- (21) POFMA第15条第1項
- (22) POFMA第21条第1項
- (23) POFMA第27条第1項

弁護士
水田 進
(1980年生)

Susumu Mizuta
直通 / 03-6438-5414
MAIL / smizuta@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

コーポレート・ファイナンス / 一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / 消費者関連法 / フランチャイズ / IT・通信 / 商事関連訴訟 / 刑事訴訟 / 下請法 / 人事制度の構築・運用 / M&A、IPOにおける労務デュー・ディリジェンス / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 組合対応等 / アジア / その他国際法務 / ブランド / 医療 / ヘルスケア / バイオ / ファンド / 人材・教育・福祉

【登録、所属】

第一東京弁護士会
(2007)

意匠法改正の最新情報 — 第3回 画像デザインの保護拡充

— 弁護士 佐藤力哉
— 弁理士 林 美和
— 弁理士 茜ヶ久保公二

第1 はじめに

前号では、今回の意匠法改正の改正項目について説明したうえで、意匠法の保護対象拡充に関する変遷、ならびに、諸外国の保護状況等について紹介した。

本号では、改正項目における保護対象の拡充のうち、画像デザインの保護について、その意匠登録状況及び画像デザインの保護の変遷を説明したうえで、改正の内容について詳しく説明する。

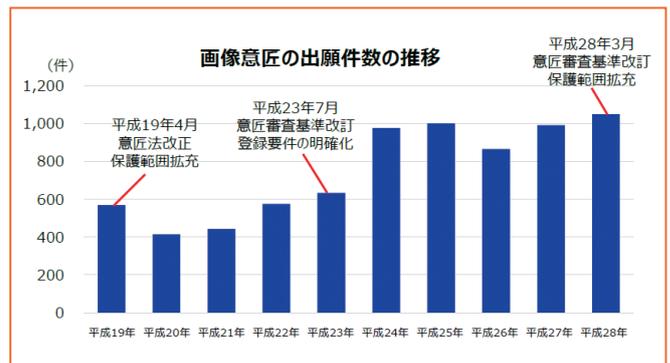
第2 画像デザインの意匠登録状況と保護の変遷

■ 画像デザインの意匠登録状況

スマートフォンやタブレットなどの普及とともに、ディスプレイやタッチパネルなどに関わる技術も進歩し、GUI (Graphical User Interface) におけるデザインの自由度は

増しているが、同時に画像デザインの保護ニーズも高まっている。事実、画像デザインの意匠登録出願件数は、以下のグラフに示すとおり、増加傾向にある。

【画像意匠の出願件数の推移】



(特許庁・意匠制度見直しの検討課題・8頁)

具体的には、平成19(2007)年から平成21(2009)年ごろには、年間で400件程度であった画像デザインに関する出願は、平成28(2016)年には1,000件を超え、倍以上に増加している。

他方、以下のグラフに示すとおり、意匠登録出願件数は、同期間において概ね30,000件程度で横ばいに推移していることから見ても、画像デザインの出願件数の増加が顕著であることがわかる。

【意匠登録出願件数の推移】



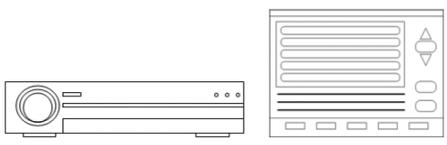
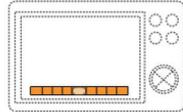
(特許庁・特許行政年次報告書2018年版)

このような画像技術の進歩と多様化する画像デザインの保護ニーズに合わせ、特許庁は、これまでも意匠法の改正と審査基準の改訂を実施してきた。

2 画像デザインの保護の変遷

意匠法における画像デザインの保護は、昭和61年3月の「物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準」の策定にはじまり、その後、平成5年3月における「物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準」の策定へと続くが、画像デザインに関する実質的な保護規定が設けられたのは、平成10年改正法において部分意匠制度が導入され、物品の表示画面を部分意匠として登録することが可能になってからである。

平成10年の部分意匠制度導入以降、日々進化する画像デザインに対する保護ニーズに即した制度とすべく、2回の法改正と、3回の意匠審査基準の改訂によって、保護が見直されてきた。それぞれの改正等の内容は以下のとおりである。

年	改正対象	保護内容
H10	意匠法	それがなければ物品自体が成り立たない画面デザイン(液晶時計の時刻表示部など)や、機器の初動動作に必要な不可欠なもの(携帯電話の初期画面など)のみ [例:腕時計本体の文字盤画像] 
H18	意匠法	操作画像(物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像)を追加(2条2項を新設) [例:磁気ディスクレコーダーにおける操作画像] 
H19	審査基準	操作画像(2条2項)について、物品にあらかじめ記録された画像に限定されることを明確化
H23	審査基準	表示画像(2条1項)は、物品の機能を果たすために必要な表示を行い、あらかじめ物品に記録された画像であることを明確化 [例:デジタルカメラの水準器表示] 
H28	審査基準	物品に事後的に記録された画像(後からインストールされたソフトウェアによる画像など)を保護対象に追加 [例:歩数計算機能付き電子計算機] 

(参考:特許庁・意匠審査基準、意匠制度見直しの検討課題)

すなわち、平成10年改正法では、例えば腕時計の文字盤画像など、「物品又は物品の機能に必要な不可欠な画像」(表示画像)のみが保護の対象とされていたが、平成18年改正において、「物品の操作の用に供される画像」すなわち「操作画像」が保護の対象に加わった。これ以降、意匠法2条1項により規定される画像意匠はいわゆる「表示画像」(又は1項画像)、意匠法2条2項により規定される画像意匠は「操作画像」(又は2項画像)とされていた。

また、平成19年には「操作画像」については、「物品にあらかじめ記録された画像」を登録要件とすることが意匠審査基準上で明確にされた。

その後、平成23年には「表示画像」について、「必要不可欠」な画像から「必要な表示」を行うものに緩和され

ると同時に、やはり「物品にあらかじめ記録された画像」であることが意匠審査基準上登録要件として明確にされた。

こうした中で、平成 28 年には、「表示画像」及び「操作画像」ともに、それまで「あらかじめ物品に記録」されていること、すなわち、物品の製造時から機器にインストールされた画像であることが登録要件であったところ、「物品に事後的に記録された画像」、すなわち、機器に対して後からインストールされたソフトウェアによる画像などが保護対象として追加されることになった。

第3 画像デザインの保護拡充—物品性からの脱却

1 新たに保護対象となる画像デザイン

上述したとおり、過去数回に及ぶ意匠法改正と意匠審査基準の改訂により、画像デザインの登録要件の明確化及び保護拡充が図られてきたが、画像デザインの登録要件として以下の2つの要件は依然として残されていた。

- ①物品に記録されていること
- ②物品（又はこれと一体に用いられる物品）に表示されること

上記①の要件があるために、デザインの全く同じ画像であっても、機器にインストールされたアプリケーションによって表示される画像は保護される一方で、例えばクラウドからインターネットを介して提供される画像は保護対象とはならなかった。

また、上記②の要件があるために、PCなどの投影機器からディスプレイに表示される画像は保護対象とされる一方で、スクリーンに投影される画像は保護対象とならないなど、全く同じ画像デザインであっても、提供方法や投影方法についての技術的には些細な相違が理由で、意匠法において保護される画像と保護されない画像とが生じる状況となっていた。

しかしながら、今回の改正において、上記①②の要件を撤廃し、「物品に記録されていない画像」及び「物品以外に表示される画像」も保護対象とされることとなった。

なお、「物品の機能と関係しない装飾画像」、例えば、壁紙デザインなどは保護対象としないこととされた。

この改正により新たに保護されることになると考えられる画像の例は以下のとおりである。

【物品に記録されていない画像の例】
(インターネット経由で提供される画像)



(特許庁・意匠制度見直しの検討課題・12頁)

【物品以外に表示される画像】
(壁に投影される画像)



(特許庁・意匠制度見直しの検討課題・13頁)

(道路に投影される画像)



(三菱自動車・自動車向け「安心・安全ライティング」技術)⁽²⁾

2 改正法の条文

以上の改正内容を、改正法の条文に沿って説明すると次のとおりである。

まず、画像デザインの定義は意匠法 2 条 1 項に、また、実施行為は意匠法 2 条 2 項 3 号において、それぞれ次のように規定されている。なお、「操作画像」について規定した旧意匠法 2 条 2 項は廃止された。

今回改正された箇所について下線を付し、また、画像デザインに関わる部分は斜体とした。

意匠法 2 条 1 項

「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）」

の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの）に限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

意匠法2条2項

この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

改正された意匠法2条1項から明らかなどおり、今回の改正においては、従来の「物品」に関する意匠に加えて、「建築物」に関する意匠と、「画像」に関する意匠とが並列して設けられている。これにより、画像デザインについては「物品性」が取り払われ、従来要件とされてきた①物品に記録されていること、②物品（又はこれと一体に用いられる物品）に表示されること、の要件も撤廃されたことが確認できる。

そして、「画像」の定義においては、改正前意匠法2条2項において「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像」とされていたのに対して、括弧書きにおいて「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。（以下略）」とされている。すなわち、画像には、「操作の用に供される」画像と「機器がその機能を発揮した結果として表示される」画像、つまり、「操作画像」と「表示画像」が含まれる旨が規定された。そして、「操作画像」においては改正前の「当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る」との限定が撤廃され、「機器の操作の用に供される」限りは「画像」として認められることに

なつたと考えられる。また、「表示画像」においては、「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」との限定が付されているが、これは、上述したとおり、壁紙等の「物品の機能と関係しない装飾画像」を排除する趣旨であると解される。

また、意匠法2条3項の「実施」においては、「画像を作成、使用又は電子通信回線を通じた提供」等が規定されるとおり、当該画像を作成する行為、使用する行為に加え、画像をサーバ等にアップロードする行為が実施行為として規定された。さらに、画像をダウンロード等して記録した記録媒体や機器の譲渡等も実施行為の一類型とされている。

第4 まとめ

本号では、今回の意匠法改正の改正項目における保護対象の拡充のうち、画像デザインの保護について説明した。

画像デザインの保護については、平成18年の意匠法改正以降、複数回の意匠審査基準の改訂により、画像デザインの実情に合わせるための改正がなされてきたが、「物品」要件の存在により、審査基準の改訂では対応しきれなかった部分があった。

また、前号においても紹介したところであるが、日本における画像デザインの保護範囲は、欧州、米国、中国及び韓国に比較して狭い状況となっていたが、今回の意匠法改正により、こうした部分もようやく打破し得る状況となった。

次号では、今回の法改正により保護対象となった建築物の内装・外観の保護について説明する。

以上

(1) (旧)産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会 第14回資料1「意匠制度の現状と課題」表2

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/seisakubukai-14-shiryu/03.pdf

(2) 三菱自動車・自動車向け「安心・安全ライティング」

<http://www.mitsubishielectric.co.jp/news/2018/pdf/0208-b.pdf>

弁護士
佐藤力哉
(1977年生)

Rikiya Sato
直通 / 03-6438-5488
MAIL / rsato@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

IT・通信 / 商標 / 意匠 / ブランド / その他国際法務 / 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 著作権 / 景品表示法 / 一般企業法務 / メディア / エンタテインメント / スポーツ

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2005)

弁理士
林 美和
(1971年生)

Miwa Hayashi
直通 / 03-6438-5662
MAIL / mhayashi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
意匠 / 商標 / 知財訴訟・審判 /
不正競争 / ブランド

【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2004) / AIPPI[ASEAN諸国の
意匠登録制度及びその運用実態に関する調査研究]アドバ
イザー(2012) / 一般財団法人 知的財産研究所「国際協
定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究」
委員(2012) / 日本弁理士会意匠委員会委員長(2013)
/ 日本弁理士会意匠委員会委員(2008～現在)、同会副
委員長(2009～2012) / 日本商標協会デザイン委員会
委員(2009～現在) / 産業構造審議会知的財産分科会
意匠制度小委員会 委員(2013～現在) / 産業構造審議
会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキ
ンググループ 委員(2014～現在)

弁理士
茜ヶ久保公二
(1977年生)

Koji Akanegakubo
直通 / 03-6438-5329
MAIL / kakanegakubo@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 意匠 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2002)

カナダとブラジルの商標法改正に ついて

— 弁理士 飯田 遼

第1 はじめに

2019年6月17日付で、カナダの商標法が大幅に改正された。これまでカナダは、米国などの極めて少数の国のみが採用する「使用主義」を採用しており、「登録主義」を採用する国が多勢を占める中では希少な存在であった。また、商品や役務を指定する際に「区分」という概念を採用せず、存続期間も他国とは異なる期間を設けていた。さらに、2019年4月5日時点で103カ国もが加盟しているマドリッド協定議定書（「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」）にも依然として加盟していなかった。このように独特な商標制度を貫いてきたカナダであるが、今回の法改正により、他の多くの国々と足並みを揃えて、国際標準に近い法体系へと移行することになった。

一方ブラジルも、2019年5月22日付で、マドリッド協定議定書への加盟が、ブラジルの上院で可決された。現在マドリッド協定議定書に加盟しているラテンアメリカ諸国は、コロンビア、キューバ、メキシコの3カ国のみであるが、近い将来、マドリッドシステムを利用したブラジルへの出願が可能となる。

それでは以下に、カナダの法改正の内容を中心に、両国の商標法改正の動向を紹介する。

第2 カナダ商標法の改正の概要

① マドリッド協定議定書への加盟

まず、最も大きな改正点として、カナダが104カ国目の加盟国として、マドリッド協定議定書に加盟したことが挙げられる⁽¹⁾。

マドリッド協定議定書に加盟すると、加盟国は、自国での商標出願や登録を基礎に、世界知的所有権機関(WIPO)に対して複数の加盟国を指定して一括して商標出願をする、いわゆる国際登録出願を行うことが可能となる。

法改正前は、直接出願する以外にカナダへ出願する方法はなかったが、今後はこのマドリッドシステムを利用した国際商標出願においてカナダを指定することが可能となり、カナダへの出願手段が増えることに加え、出願コストの低減、更新管理負担の軽減など、国際登録出願のメリットを享受できるようになる。

② ニース国際分類の採用

次に、カナダがニース協定（「標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」）に加盟したことが挙げられる。

ニース協定では、商品を34区分、役務を11区分に分類した「ニース分類」を定めており、商標出願の際には、このニース分類に従って商品や役務の区分を指定して出願することが国際的にも一般的な実務となっている。

これまでカナダは、このニース分類を採用せず、制度上「区分」という概念が存在しない唯一の国であった。しかし、ニース協定へ加盟することにより、今後は国際分類に準じた商品及び役務の指定が可能となる。

なお、区分という概念が採用されることにより、印紙代は区分毎に課されることになり、出願時及び更新時に必要とされる印紙代は、具体的に以下のように改定された。

(1) 商標登録出願料

現行

区分の数に限らず	CAD 250
----------	---------

改正後

1区分目	CAD 330
2区分目以降の加算額	CAD 100/区分

(2) 商標権存続期間更新登録出願料

現行

区分の数に限らず	CAD 350
----------	---------

改正後

1区分目	CAD 400
2区分目以降の加算額	CAD 125/区分

3 商標法に関するシンガポール条約への加盟

上に述べた2つの国際条約に加え、カナダは、商標法に関するシンガポール条約へも加盟した。シンガポール条約は、各国で異なる商標登録出願等に関する手続きの統一化及び簡素化を目的とし、出願人の利便性向上及び負担軽減を図るための条約である。

シンガポール条約に加盟することにより、世界各国での商標権の取得及び権利行使に関する手続きが共通化されるため、カナダでの商標権の取得や行使を容易に行うことができるようになる。

4 出願基礎・使用宣誓書の廃止

さらに、出願時に「出願の基礎」を指定する必要がなくなり、商標の使用事実を立証するための書類である「使用宣誓書」を提出する必要もなくなる。

法改正前のカナダは、使用主義を採用していたため、①「カナダにおける使用」、②「外国における使用・登録」、③「カナダにおける使用意思」、④「カナダにおける周知性」のうち、少なくとも1つを「出願の基礎」として出願することが求められていた。また、③を基礎とした場合、最終的に登録を得るためには、使用証拠の提出は不要であるものの、カナダにおいて商標の使用を開始し、その使用の事実を宣誓する「使用宣誓書」を提出する必要があった。

法改正後は、出願時に「出願の基礎」を明記する必要がなくなり、原則として商標と商品・役務を指定することで出願手続きを進めることができるようになる。また、登録前に「使用宣誓書」を提出する必要もなくなり、異議申立期間を経過すれば自動的に登録証が発行されるようになる。

なお、これらの運用は、改正法施行後の新たな出願のみならず、現在審査に係属中の全ての出願にも適用されるため、既に登録許可通知書が発行されている出願については、2019年6月17日以降、登録料（CAD200）を納付することで商標登録を得ることができる。

5 存続期間の変更

また、存続期間が「登録から10年」に変更された。

法改正前のカナダでは、商標権の存続期間は「登録から15年」となっていたが、法改正後は、「登録日から10年」に変更された。国際協調の観点から、他の多くの国が採用する存続期間に合わせた形となった。ただし、既存の登録については「登録から15年」のままで変更はない。

6 その他の改正点

その他の改正点としては、商標の保護対象が拡大され、商標の定義に、色彩、ホログラム、動き、音、匂い、味、触感といった、いわゆる新しいタイプの商標が含まれるようになったことが挙げられる。また、出願の分割が可能となり、分割された出願及び登録は、後ほど統合することも可能となる。

第3 ブラジルの商標法改正の動向

カナダに続きブラジルでも、マドリッド協定議定書加盟への動きが加速している。2019年5月22日付で、ブラジルのマドリッド協定議定書への加盟が同国の上院で可決された。これにより、2019年10月頃より、マドリッドシステムを利用した国際商標出願において、ブラジルを指定することが可能となる見込みである。

ブラジル特許庁における商標審査は、その審査期間が極めて長いことが知られており、異議申立を受けることなく登録に至る場合でも、審査期間は平均して約2年、異議申立を受けた場合には約4年、拒絶査定不服審判に係属した場合には、約7～8年をも要するのが現状である。マドリッド協定議定書に加盟すると、各指定国の官庁は、その指定国において国際登録に係る商標の保護を拒絶する場合に、各指定官庁への通報の日から原則として18カ月以内にその旨を国際事務局に通報することが求められる。したがって、ブラジルにとっては、現状の審査期間の遅延をいかに克服するかが、マドリッド協定議定書の加盟を目指す上で最大の課題であった。

この点、ブラジルは、2017年に加盟を目指すことを表明して以降、加盟へ向けた特許庁の努力により、審査期間が大幅に短縮された。ブラジル特許庁により公開された統

計によれば、これまで2年と4年を要していた審査期間は、2018年時点で、それぞれ約13カ月と12カ月に短縮している。また、2017年から2018年の1年間の審査状況を見ると、出願件数の増加率が9.8%であるのに対し、登録件数の増加率は55.5%であり、審査速度の加速が顕著であることが分かる。さらに、審査未着手で待機状態であった出願の件数も、前年比で46.6%減少したとの統計結果も出ている。こうした結果を受けて、今回のマドリッド議定書加盟への動きが現実的なものになったものと思われる。

マドリッドシステムを利用してブラジルを指定した出願が可能となれば、審査期間の短縮が期待できることに加え、出願コストの低減、更新管理負担の軽減など、国際登録出願のメリットを享受できるようになる。

第4 おわりに

カナダでは、今回の法改正により、使用主義国に特有の煩雑な出願手続きが不要となり、マドプロを利用した簡易な出願ルートも検討できるようになるため、カナダへの商標出願の敷居が大分低くなるように思われる。一方で、「区分」の概念が採用されることにより、法改正後は、複数区分を指定してカナダへ直接出願する場合の出願費用や更新費用が高額になることが予想される。また、今後は、未だ使用が開始されていない商標の登録も可能となることから、権原なき第三者による悪意の先駆け出願が増加することが懸念される。そのため、他の多くの国と同様に、カナダにおける第三者の先駆け出願を警戒するとともに、これに対する対策を十分に検討し、自社の出願も迅速に行う必要がある。

ブラジルに関しては、マドリッドシステムを利用した出願が可能となることで、これまでと比較して大幅な審査期間の短縮が期待できる。これにより、これまで権利取得に時間を要していたことで迅速な事業展開を阻まれていた企業は新たな権利取得を試みることが予想され、新規にブラジルへ出願をしていく企業も大幅に増えることが予想される。

以上

(1) <https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04260.html>

弁理士
飯田 遥
(1982年生)

Haruka Iida
直通 / 03-6438-5574
MAIL / hiida@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
商標 / 意匠 / 知財訴訟・審判 / 不正競争
/ ブランド / 知財戦略支援

【登録、所属】
日本弁理士会 (JPAA) (2006) / 特定侵害訴訟
代理業務付記登録 (2012)

シンガポール特許：外国ルート廃止に向けた審査制度の再確認

— 弁理士 小代泰彰
— 弁理士 白石真琴

第1 はじめに

シンガポールでは、2020年1月1日以降を出願日（原則として、国内出願の場合は国内出願の日、国際出願の場合は国際出願日。詳細は審査ガイドライン参照。）とする特許出願について、補充審査（外国ルート）の廃止が予定されている⁽¹⁾。補充審査は、複数ある審査ルートの選択肢の一つである。クレームを対応外国出願の特許クレーム等に合わせる補正を行い、所定の手続きにより補充審査の請求を行うと、新規性、進歩性等の特許要件の審査を経ずに特許を受けることができる。補充審査は、シンガポール知的財産庁（IPOS）に対するオフィシャルフィー（手数料）が無料であり、また、審査請求から短期間で特許を取得可能であることから、これまで日本企業を含む多くの外国企業により利用されてきた。

本稿では、補充審査の廃止に備え、シンガポール特許の出願人が今後選択することになる他の審査ルートと、特許要件の概要を再確認する。

第2 選択可能な審査ルート

IPOSにおいて審査官は、請求に応じて、特許出願に対する先行技術文献の調査と、特許性についての実体的な審査を行う。2019年時点において、出願人は、表1に示す4つのオプションから審査のルートを選択できる⁽²⁾。

表1

オプション	内容
オプション1	調査請求後に審査請求(現地ルート)
オプション2	調査と審査を同時請求(現地ルート)
オプション3	対応外国出願の調査及び審査結果等に基づいて審査請求(混合ルート)
オプション4 (2019年末まで)	対応外国出願の最終調査結果等に基づいて補充審査請求(外国ルート)

シンガポールにて調査及び審査が独自に行われる現地ルート（オプション1及び2）と比較して、対応外国出願の調査及び審査結果等に基づいて審査が行われる混合ルート（オプション3）の方がIPOSへ納付するオフィシャルフィー

が安い。また、前述のとおり、オプション4（外国ルート）は、2020年1月1日以降の特許出願について廃止される予定である。従って、日本の特許出願を基礎としてシンガポールへ出願することの多い日本企業は、今後は、混合ルートを多く選択することが予想される。なお、混合ルートによる審査請求は、優先日から36か月以内に所定のフォーム（Patent Form 12）により請求可能である。

また、審査請求から特許の取得までに要する期間に関して、混合ルートは、新規性、進歩性等の特許要件の審査が行われない外国ルートよりも長いと考えられる。早期の権利取得を望む場合、出願人は、PPH（Patent Prosecution Highway）⁽³⁾ 試行プログラムの利用を検討するとよい。

なお、シンガポールに最初に出願されることが要件となるため、外国の出願人に利用される機会は少ないが、本稿の執筆時の2019年6月時点において、FinTech（Financial Technology）及びAI（Artificial Intelligence）分野の特許出願においては、審査促進プログラムを利用可能である⁽⁴⁾⁽⁵⁾。これらの分野にIPOSが力を入れていることが窺える。

第3 新規性及び進歩性

シンガポールは、もともとイギリス領であるという歴史的背景から、多くの法体系が英国法に基づいている。特許法及び特許審査基準についても、英国・欧州色は濃く、自国の知財判例もまだ少ないため、英国又は欧州の審査基準や判例が、そのままシンガポールの審査基準で言及されているほどである。

シンガポールの特許要件のうち、新規性に関しては、欧州とほぼ同様、発明が技術水準の一部を構成しない場合、新規であると認められる⁽⁶⁾。特許出願後に公開された先願の他の出願に記載された内容も技術水準を構成する⁽⁷⁾。日本との比較では、拡大先願（準公知）の要件は、シンガポールの新規性の要件に含まれる。

進歩性に関しては、発明が技術水準の一部を構成する事項を考慮して当業者にとって自明でない場合は、進歩性があると認められる⁽⁸⁾。審査基準によれば、シンガポールにおける進歩性の判断は、英国の判例に基づくWindsurfing Testにより行われる。Windsurfing Testは、進歩性評価のために次の4つのステップを規定している。

- (1) クレームされた発明概念を特定する。
- (2) 優先日においてその技術の通常のスキルを有するが想像力にかけける者を想定し、その者にその優先日に懸案の技術について共通の一般的知識であったものを帰属させる。

(3)「知られ又は使用された」ものとして引用された主題と、出願に係る発明との間に存在する差異を（もし存在すれば）特定する。

(4) 出願に係る発明の知識を持たずに、これらの差異が当業者にとって自明であったステップを構成するか否か、又はそれらが何らかの発明を要求するか否かを判断する。

上記のステップからでは、日本における進歩性の判断方法と実質的にどの程度の差異があるか（例えば、日本よりも進歩性のハードルが高いのか否か）は明らかではないが、審査基準には、判例に基づく自明性の判断のアプローチがいくつか紹介されている。⁽⁹⁾

第4 保護対象

シンガポールにおいて特許の対象となる発明の主題（特許適格性）の要件については、審査基準⁽¹⁰⁾に詳しく説明されている。本稿では、コンピュータソフトウェア（以下、「ソフトウェア」と称する。）関連発明、並びに医薬・バイオ関連発明の特許適格性について説明する。

1 ソフトウェア関連発明

シンガポールでは、発明がソフトウェア関連発明（computer implemented invention）である場合、その発明の実際の寄与がコンピュータ（又はその他の技術的特徴）であり、そのコンピュータ等がその発明に不可欠であるとき、特許適格性が満たされる。審査基準には、特許適格性が満たされる場合として、例えば、ビジネス方法に関して、ハードウェアがトランザクションの実行のためにより安全な環境を提供する発明について説明されている。

日本の場合、ソフトウェア関連発明において、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、その発明は特許適格性を満たす。すなわち、日本においては、発明の実際の寄与がコンピュータ等であり、そのコンピュータ等がその発明に不可欠であることまでは要件とされていない。そのため、ソフトウェア関連発明において、日本では特許適格性の要件が満たされた場合であっても、シンガポールでは満たされない場合があることに留意するべきである。

2 医薬・バイオ関連発明

日本と同様、シンガポールにおいても、人もしくは動物の体の外科術または治療術による治療方法、または人もしくは動物の体について行う診断方法の発明は、産業上利用可能ではないとの理由で登録にならない⁽¹¹⁾。

化合物又は組成物について、医療用途を見出した場合、第一医療用途については日本や欧州と同様、物クレームと

して保護される。記載方法は以下のとおりであり、典型的には「for use（～に使用するための）」という記載が入る。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

(i) 治療において使用するための化合物X。
(Compound X for use in therapy.)
(ii) 医薬として使用するための化合物X。
(Compound X for use as a medicament.)
(iii) 疾患Yの治療において使用するための化合物X。
(Compound X for use in the treatment of disease Y.)

一方で、第二医薬用途については、現在の欧州とは異なり、スイスタイプのクレーム形式で保護される。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

なお、日本では医薬や農薬の承認申請を得るためには長期間必要なことを考慮して、医薬・農薬関連発明について延長登録出願の規定があり、実際に多数の特許の存続期間が延長されている。この点、シンガポールにも延長登録出願制度は存在するものの、最低2年は特許の実施が侵食されていなければ延長登録出願できないこと、一方で、シンガポールでの医薬の承認申請は、他国（US,EP）で得られた申請結果に基づき比較的早く2年以内に承認が下りること、等の理由により、ほとんど用いられていない。

遺伝子関連発明については、単に天然から単離または生成された材料又は微生物は、特許保護の対象ではないとされる。単離または生成された材料又は微生物の新規用途を見出した場合、そのような使用については発明の対象となる。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

第5 補正要件

原則として、特許付与に係る手数料が支払われる前の任意の時期にクレーム等に対して補正を行うことができる。しかしながら、調査の請求後、調査報告書を受領するまでの期間においては補正をすることができず、また、審査の請求後においては、審査官による意見書に対する答弁書によるものを除いては、補正をすることができない。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

また、補正内容に関する要件として、日本では、審査の段階に応じて（例えば、拒絶理由通知に対する応答における補正であるか否か、その拒絶理由通知が「最後」であるか否か等に応じて）、補正要件が異なるが、シンガポールにはそのような規定は存在しない。

なお、特許付与後の補正（日本での訂正に相当）については、日本より要件が厳しい場面があり、留意が必要である。⁽²⁰⁾

第6 その他

シンガポールにおいては、実体審査中に、新規性及び進

歩性などの特許性に関して審査官による意見があるときは、登録官を通じて意見書（日本における拒絶理由通知書に相当）が出願人に通知される。実体審査が完了すると、審査報告書が発行される。⁽²¹⁾ 当該審査報告書は、最初の意見書に対する応答の要請から18か月の期間の満了前に発行されることになっている。⁽²²⁾ 日本には、拒絶査定又は特許査定などの審査結果が発行されるまでの期限に関する規定は存在しない。また、シンガポールにおいて、未解決の拒絶理由を含む審査報告書が発行された場合、出願人は、所定の期間内に、審査報告書の再審理を請求できる。⁽²³⁾

第7 最後に

このように、2020年以降のシンガポールへの特許出願については、権利化に実体審査が必要となる。審査費用をかけて権利化する必要があるかの判断は必要となるが、実体審査を受けることでより安定した権利を取得できることは大きなメリットであろう。シンガポールで特許性が認められた場合、ASEAN各国での早期権利化が可能なプログラム（ASPEC）の利用も検討可能である。ASEANのIPハブを目指すシンガポールの動向に今後も注目していきたい。

以上

- (18) シンガポール特許規則49(2)
- (19) シンガポール特許規則49(3)
- (20) 無効であることが明らかな登録後クレームの補正は、更なる登録後補正の要件(新規事項追加ではない、保護範囲を拡大するものではない)を考慮せずに拒絶可能である(審査基準7.36)。
- (21) シンガポール特許法29条(4)
- (22) シンガポール特許規則46(8)
- (23) シンガポール特許法29A条(4)

弁理士
小代泰彰
(1975年生)

Yasuaki Koshiro
直通 / 03-6438-5320
MAIL / ykoshiro@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判 / 知財戦略支援

【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2012)

弁理士
白石真琴
(1978年生)

Makoto Shiraiishi
MAIL / mshiraiishi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2004) / シンガポール外国法弁理士(2018)

- (1) シンガポール特許法29条(11A)、シンガポール特許規則43条(4)
- (2) <https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/domestic-route>
- (3) https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pph_singapore.html
- (4) [https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/\(2018\)-circular-no-3---launch-of-fintech-fast-track-initiative.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2018)-circular-no-3---launch-of-fintech-fast-track-initiative.pdf)
- (5) [https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/\(2019\)-circular-no-2---ai2-initiative_final.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2019)-circular-no-2---ai2-initiative_final.pdf)
- (6) シンガポール特許法14条(1)
- (7) シンガポール特許法14条(3)
- (8) シンガポール特許法15条
- (9) <https://iposinternational.com/guidelines/inventive-step/is-the-invention-obvious/>
- (10) https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/guidelines-and-useful-information/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2019-apr.pdf
- (11) シンガポール特許法16条(2)
- (12) 審査基準8.120, 8.122
- (13) 日本の実務からすると、違いが分かりにくいですが、以下の記載は、疾患Yの治療に適しているのか、疾患Yの治療用の化合物Xに限定されているのか不明確という理由で適切ではない記載とされる。"for use"という記載が含まれていることが適切なクレームのポイントのようである。
Compound X for treating disease Y. / Compound X for the treatment of disease Y. (疾患Yを治療するための化合物X。/疾患Yの治療のための化合物X。)
また、以下の記載については治療方法であり産業上の利用可能性がないとされる(審査基準8.124)。
Compound X when used in therapy. (治療において使用するときの、化合物X。)
- (14) 欧州は、第一医薬用途と同様のクレーム形式で保護され、日本では医薬組成物クレームとして保護される。
- (15) 審査基準8.138
- (16) 米国のMyriad判決の影響を受けた保護形式となっていると思われる。
- (17) 審査基準8.12

日欧EPA発効を受けて、欧州における特許制度の再確認 ～特許制度の近年の動向と特徴～

— 弁理士 小代泰彰

第1 はじめに

日本とEU（欧州連合）のEPA（経済連携協定）が2019年2月に発効した。これにより、世界のGDP（国内総生産）の約30%、世界貿易の約40%を占める世界最大級の経済圏が誕生したとされている⁽¹⁾。今後、日本企業によるEU地域でのビジネス活動の活発化が予想され、それに伴い、EU地域において自社の知的財産を如何にして守るかについての関心も高まっていると考えられる。

このような状況を踏まえ、本稿では、欧州における知的財産制度のうち、特許に関する制度の近年の動向と制度の特徴を再確認する。また、本稿は、なるべく多くのトピックを取り上げる一方で、紙面の都合上、各トピックの説明は概要にとどめる。

第2 欧州の特許に関する近年のトピック

1 英国のEU離脱の影響

周知のとおり、英国は、2016年6月の国民投票により、EUから離脱することを決定した。この決定により欧州における知的財産制度への影響が懸念されている。特許に関しては、現状、多くの日本企業は、欧州で特許を取得するために、EPC（欧州特許条約）に基づきEPO（欧州特許庁）に特許出願し、特許取得のための手続を行っている。EPCは、EU制度とは別の枠組みで締結されたものである。そのため、英国のEU離脱は、英国がEPCの締約国であること、EPOへの特許出願を通じて英国で特許を取得することに影響を与えない。

2 欧州単一特許、統一特許裁判所

現状、EPOにより付与された特許（欧州特許）は、EPCに加盟する各国の特許の束と言われており、特許の実際の効力を有効にするためには、権利化を所望するそれぞれの国において、別途、有効化の手続きを行う必要がある。EUは、手続きの簡素化とコスト削減のために、欧州単一特許制度の設立の準備を現在進めている。欧州単一特許は、EU加盟国のうち統一特許裁判所協定に批准した全ての国に及ぶ単一的な効力が生じる特許である。

また、EUは、統一特許裁判所の設立準備を進めている。

現状、欧州特許を有効化することにより発生した各国の特許に関する訴訟は、各国の裁判所において行われている。一方、今後統一特許裁判所の運用が開始された場合、当該裁判所では、統一特許裁判所協定の批准国におけるEPOにより付与された特許に関する訴訟が行われる。詳細には、欧州単一特許、及び移行期間においては、上記協定の批准国におけるEPOにより付与された各国の特許に関する訴訟（特許の有効性に関する訴訟及び特許侵害訴訟）は、統一特許裁判所にて行われる。

なお、欧州単一特許及び統一特許裁判所の創設のための議論及び準備が長年行われてきたが、未だ実現の時期は未定である。本稿執筆時点である2019年6月現在、ドイツが統一特許裁判所協定を批准することが合憲であるかについて、ドイツの憲法裁判所による判断が待たれている。

3 欧州特許出願の特許査定率

表1は、2013年から2017年における主要国特許庁であるEPO、JPO（日本特許庁）、KIPO（韓国知的財産庁）、SIPO（中国の国家知識産権局）及びUSPTO（米国特許商標庁）への特許出願の特許査定率（%）を示している。EPOへの特許出願の特許査定率は他の主要国特許庁と比較して非常に低く、審査が厳しいと言われていたが、近年、急激に上昇している。EPOで特許査定を得るのは難しいという印象を持っている出願人は、今後の動向にも注目されたい。

表1

	2013	2014	2015	2016	2017
EPO	49.0	47.6	48.0	54.8	57.1
JPO	69.8	69.3	71.5	75.8	74.6
KIPO	68.8	68.6	63.0	60.0	63.1
SIPO	N/A	N/A	N/A	N/A	56.4
USPTO	70.7	70.9	70.6	70.3	71.9

第3 欧州における特許制度の特徴

1 出願ルート

欧州で特許を取得するための出願のルートは、EPOへ出願する方法と、各国の特許庁へ直接出願する方法とがある。

EPOへ出願し、EPOでの審査後、特許が付与された場合、前述のとおり、特許の実際の効力を有効にするためには、権利化を所望するそれぞれの国において別途有効化の手続きを行う必要がある。

各国の特許庁へ直接出願した場合、各国特許庁で審査が行われ、特許査定を得た国で特許を取得することができる。

いずれのルートで出願をするかの判断の基準は、出願人

の事情によるものであるが、例えば、コスト、審査速度、及び審査結果の予測可能性が考慮されることがある。例えば、EPOとDPMA（ドイツ特許商標庁）への出願を比較すると、EPOへの出願（欧州特許出願）は、コストが高い一方で、審査結果が早く通知されることが多い。さらに、EPOでは、DPMAと比較して、審査ガイドラインがより整備されていることもあり、実務上、欧州特許出願は、審査結果の予測可能性が高いという意見も聞かれる。

② 早期権利化

欧州特許出願をした後、最終審査結果が通知されるまでの期間の平均値は、JPOへの出願（日本特許出願）よりも長い。2017年の統計によれば、日本特許出願では、最終的な審査結果が通知されるまでの期間が平均で14.1ヶ月であるのに対し、欧州特許出願では平均で24.9ヶ月であった⁽³⁾。また、欧州特許出願は、日本特許出願と異なり、出願後、その出願を維持するために年金を支払う必要があるため、最終的な審査結果が通知されるまでの期間が長いほど、より高額な年金を支払う必要がある。これらを理由に、欧州特許出願に対して早期権利化を図るための手続の利用を検討する出願人は多い。

欧州特許出願の早期権利化を図るための方法として、(a)所定の通知を受ける権利を放棄等する⁽⁴⁾、(b)PACE(Programme for Accelerated Prosecution of European patent application)を申請する⁽⁵⁾、(c)PPH(Patent Prosecution Highway)⁽⁶⁾を申請するといった方法がある。

③ 補正

補正の時期的要件に関して、PCT出願（国際特許出願）後、欧州広域段階に移行した欧州特許出願（Euro-PCT出願）は、日本特許出願と異なる規定は存在するものの、移行時に自発補正の機会がある。また、欧州特許出願には、調査報告や拒絶理由通知への応答時に補正の機会が与えられる。このような観点では、時期的要件に関して、欧州特許出願（Euro-PCT出願）と、日本特許出願との間に大きな差異はない。

補正の内容的要件に関して、欧州特許出願は、日本特許出願と比較して制限が厳しいと言われている。例えば、欧州特許出願において、出願当初の開示から直接かつ明確に導き出せない内容を補正によりクレームに含めることは認められないが、これに関連して、中間的一般化（intermediate generalization）という考え方が⁽⁷⁾ある。中間的一般化とは、例えば、実施例として明細書に開示された構成のうち、一部だけを抽出してクレームに組み込む補正である。抽出された構成が実施例において他の構成と構造的又は機能的に関係する場合、そのような補正は、出願時における出願内

容を超える対象を含める補正であるとして認められない⁽⁸⁾。

④ 特許を消滅させる手続

欧州において他人の特許を消滅させる主な手続として、EPOに欧州特許について異議申立を請求する方法や、各国の特許庁に無効審判を請求（又は裁判所に特許の有効性に関する訴訟を提起）する方法などがある。

EPOへの異議申立は、欧州特許の公報の発行から9ヶ月以内に請求することができる⁽⁹⁾。その期間が経過した後に特許を消滅させるには、欧州特許が有効化された各国において無効審判又は訴訟の手続等を行う必要がある。EPOへ異議申立を1回請求する手続に比べ、各国において無効審判又は訴訟の手続を行うことは、より高いコストを要する。そのため、実務上、EPOへの異議申立がより多く利用される。

⑤ 権利行使

前述のとおり、現状、欧州特許が付与された場合であっても、欧州特許は各国の特許の束であるため、欧州における特許の権利行使は、それぞれの国においてその国の法制に従って行う必要がある。

本稿では欧州において特許訴訟の訴訟地として利用頻度の高いドイツの特許訴訟制度の概要を紹介する。ドイツが訴訟地として人気がある理由として、ドイツの市場の規模、訴訟手続の迅速性、相対的な費用の安さなどが挙げられる⁽¹⁰⁾ことがある。

特許権に関する訴訟として、特許権侵害者に対して差止請求や損害賠償を求める特許権侵害訴訟と、特許の有効性に関して争う特許無効訴訟とがある。ドイツでは、特許の侵害論と無効論が別の裁判所において別のフローで争われる、所謂ダブルトラックの運用が行われている。つまり、特許侵害訴訟において、特許の有効性の判断が行われることなく審理が進む。また、通常、特許侵害訴訟の審理が特許無効訴訟よりも先に進むことが多い。その結果、ドイツの特許侵害訴訟の原告勝訴率は、裁判所ごとに差はあるものの、比較的高い数値であると言われている。

第4 最後に

前述のとおり、日本企業による欧州地域での知財の保護への関心は今後高まると考えられる。また、複数の国で構成されるEUの特許制度は非常に複雑である。今後も欧州地域における特許制度の動向を注視したい。

以上

(1) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ040731580R30C19A1EA1000/>

(2) 出典は、IP5 statistics reports, <https://www.fiveipooffices.org/statistics/statisticsreports>

- (3) <https://www.fiveipoffices.org/wcm/connect/fiveipoffices/a622e09a-c52d-4ec1-894f-1a215342a28c/IP5SR%2B2017%2Bfull.pdf?MOD=AJPERES&CVID=最終的な審査結果が通知される期間の起算日は、JPOへの出願については審査請求の日、EPOへの出願については調査報告から6ヶ月後の日。>
- (4) <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2015/11/a94.html>
- (5) https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/e_viii_4.htm
- (6) <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>
- (7) 審査ガイドラインH-V, 3.2.1
- (8) 欧州特許条約第123条(2)
- (9) 欧州特許条約第99条(1)
- (10) https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/kokusai_kenrika/h29_02.pdf

弁理士
小代泰彰
(1975年生)

Yasuaki Koshiro
直通 / 03-6438-5320
MAIL / ykoshiro@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判 / 知財戦略支援

【登録、所属】
日本弁理士会 (JPAA) (2012)

マレーシア汚職防止委員会法の 2018年改正について

— 弁護士 高橋俊介

第1 はじめに

マレーシアは、汚職防止に取り組む国際的な非政府組織であるトランスペアレンシー・インターナショナルが公表している腐敗認識指数において180か国中61位とされ、東南アジア地域においては3位であるが、摘発事例は今なお多い。最近では、政府系ファンドによる資金流用事件においてナジブ元首相が逮捕されるなどしており、汚職リスクに対する注意が必要な国の1つである。

このマレーシアにおける汚職防止に関する法律である Malaysian Anti-corruption Commission Act 2009（以下「汚職防止委員会法」という。）の改正法が2018年5月4日に公布され、最も重要な改正点である商業団体及び取締役等の責任を定めた汚職防止委員会法17A条が2019年6月1日から施行された。今回新たに追加された汚職防止委員会法17A条は、従業員等の商業団体（典型的には、会社が想定される。）の関係者が贈賄行為を行った場合における、当該商業団体及びその取締役等の役員の刑事責任を定めている。これにより、例えば、マレーシア現地法人の従業員が贈賄行為を行い摘発された場合、当該従業員のみならず、会社とその取締役等も刑事責任を問われるリスクがあることが明確になった。

他方で、汚職防止委員会法17A条(5)に基づいて、贈収賄防止のために会社がとるべき手続に関する指針である Guidelines on Adequate Procedures（以下「十分手続ガイドライン」という。）が公表され、会社として刑事責任を問

われることを防ぐために講じておくべき措置について説明されている。そこで、本稿では、汚職防止委員会法の概要を確認した上で、今回の改正内容と十分手続ガイドラインの概要を紹介する。

第2 汚職防止委員会法の概要

汚職防止委員会法における贈収賄罪の基本的な構成要件は、汚職の意図をもって、何らかの行為を行い又は差し控えることの誘因又は見返りとして、利益を要求若しくは受領し、又は受領することに合意し、又は供与し、供与を約束若しくは申し出ることである。贈収賄行為の対象となる「利益」とは、金銭、寄付、贈答物、貸付け、報酬、価値のある証券のみならず、雇用の提供、支払い若しくは支払い免除、減額、コミッション、その他役務の提供を含み、広範な定義となっている。したがって、相手方に何らかの便益を与えるものであれば、上記の「利益」に該当する可能性が高いので注意が必要である。

また、日本とは異なり、マレーシアの汚職防止委員会法の下では、いわゆる商業賄賂、すなわち、民間企業間における贈収賄も処罰の対象とされている。したがって、利益供与の相手方が、民間企業の役員や従業員である場合にも贈収賄リスクに留意しなければならない。

さらに、汚職防止委員会法では、米国のファシリテーション・ペイメントのように、業務円滑化のための少額の支払いを処罰の対象から除外する規定は存在しない。そのため、少額の利益の供与に留まる場合であっても汚職の意図が認められる限り法的には贈収賄罪が成立し得る。

なお、公務員の贈答品に関する規範を定めたガイドライン（The Guidelines For The Giving And Receiving Of Gifts In The Public Service (No 3 of 1998)）においては、公務

員が、職務に関する場合で受領を拒むことが困難な場合には100リングット以下の贈答物について、報告することを条件に受領が許容されている。また、職務に関しない場合には、月給の4分の1又は500リングットのいずれか低い金額以下の贈答物について、報告することなく受領しても不当なものとは見做されないとされている。このガイドラインは法律ではなく、公務員の行為規範を定めたものにすぎないから、ここで示されている基準以下のものであれば贈収賄罪が成立しないというものではない。しかし、どの程度の接待や贈答品の供与が贈収賄罪に問われ得るのかを検討する際の参考にはなる。

汚職防止委員会法の主な特徴

- ・規制対象となる「利益」は金銭のみならず有形無形のものを含まれ、極めて広い定義となっている。
- ・私企業間で行われる商業賄賂も処罰の対象となる。
- ・ファシリテーション・ペイメントに関する除外規定はない。
- ・刑罰は、20年以下の禁固刑及び供与金額の5倍の額又は1万リングットのいずれか高い金額の罰金。

第3 汚職防止委員会法17A条と十分手続ガイドライン

1 商業団体と取締役等の責任

今回の改正で重要な点は、汚職防止委員会法17A条において、商業団体の従業員等の関係者が贈賄行為を行った場合における、当該商業団体及びその取締役等の刑事責任を明確に定められた点である。

具体的には、同条は、商業団体の関係者が、汚職の意図をもって、自己又は他者の便益かどうかに関わらず、当該商業団体のための事業の獲得若しくは維持、又は当該商業団体のための事業遂行における便益の獲得若しくは維持の意図で、第三者に対し、利益を供与し、又は供与を約束し、若しくは申し出た場合には、当該商業団体及び取締役等も刑事責任に問われることを規定している（汚職防止委員会法17A条(1)及び(2)）。

ここで、商業団体の関係者とは、取締役、パートナー、従業員のみならず、当該商業団体のために、あるいは当該商業団体を代理して役務を提供する者も含むとされている点に注意が必要である。また、罰則は、供与された利益の10倍の額又は100万リングットのいずれか高い金額の罰金若しくは20年以下の禁固又はその併科とされており、重い刑罰が定められている（汚職防止委員会法17A条(2)）。

2 十分手続ガイドラインの概要

他方で、汚職防止委員会法17A条の下でも、当該商業

団体の取締役等は、①当該贈賄行為が当該取締役等の同意又は黙認なく行われたこと、及び②当該取締役等が、その機能及び状況を考慮して実施すべきであった贈賄行為を防止するための相当な注意を行ったことを証明した場合には処罰されない（汚職防止委員会法17A条(3)）。

また、商業団体は、当該商業団体の関係者が贈賄行為を行うことを防止するための十分な手続（adequate procedures、以下「十分手続」という。）を整備していたことを証明した場合には、処罰されない（汚職防止委員会法17A条(4)）。この十分手続に関して定めたものが十分手続ガイドラインである。マレーシアにおいて事業を行う日系企業においては、マレーシア現地法人自体又はその役員等が刑事責任に問われることを防止するために、十分手続ガイドラインの内容に沿った措置を講じ、さらにそれらを実効性のあるものにしておくことが重要である。十分手続ガイドラインで定められている5つの原則は以下のとおりである。

(1) トップレベルコミットメント

取締役等のトップレベルマネジメントは、最も高いレベルの誠実さと倫理を実践し、適用法令等の完全な遵守を確保しなければならない。具体的な措置としては、汚職防止のためのプログラムの策定、組織内の誠実な文化の促進、内部通報制度のような通報手段の利用の促進、汚職防止について責任を持つ十分な能力のある者及び機能のアサイン等が示されている。

(2) リスクアセスメント

3年毎の汚職防止のためのリスクアセスメントの実施が推奨されており、そのアセスメントには、組織内のガバナンスフレームワーク及び内部システム・手続の脆弱性から生じる汚職や詐欺的活動の機会、汚職の支払いを隠蔽するための金融取引、汚職リスクの高い国又はセクターにおける事業活動等が含まれるとしている。

(3) コントロール手段の取り組み

ここでは、正式な関係に入る前の段階における、関係当事者（例えば、取締役、従業員、エージェント、ベンダー、委託先、サプライヤー、コンサルタント等）のデューデリジェンス（バックグラウンド調査やインタビュー等）、機密で信頼されたレポートングチャネル（内部通報窓口）の確立、ポリシー及び手続の策定などが示されている。

(4) 組織的なレビュー、モニタリング及び執行

トップレベルマネジメントは、汚職防止プログラムの防止の成果、実効性及び効率性評価のために日常

的なレビューを確保するべきとされ、具体的には、レビューのスコープ、頻度及び方法等を検討すべきとされている。

(5) トレーニングとコミュニケーション

ポリシー、トレーニング、レポートチャンネル及びコンプライアンス違反の結果を含む汚職防止マネジメントシステムに関する内部及び外部の研修等の策定等を行うべきとされている。

第4 今後の対応

上記のとおり、汚職防止委員会法 17A 条の下では、例えば、マレーシア現地法人において、現地従業員による贈賄行為が摘発された場合には、マレーシア現地法人と、日本の本社からそのマレーシア現地法人に派遣されている取締役等も刑事責任を問われ得ることになる。この点、マレーシア現地法人が 100% 子会社で完全にコントロール状況であれば、当該企業の意向に基づいて上記のような十分手続ガイドラインに則った措置を講じることが可能である。しかし、例えば、日本企業が、マレーシアのパートナー企業にマイノリティー出資を行い、1 名ないし数名の取締役を派遣するに留まっている場合には、一般的に、日本企業側が主導して、十分手続ガイドラインで示されているような措置を導入して運用することは難しい。したがって、マレーシアの 100% 子会社において上記のような対策を講じることがもちろんであるが、マイノリティー出資を行うような場合にあっては、これまで以上に贈収賄リスクに留意し、リーガル・デューデリジェンスにおけるリスクの洗い出しや、出資契約書等における必要な手当てを行っておくことが重要になる。

以上

(1) <https://www.transparency.org/cpi2018>

弁護士
高橋 俊介
(1979年生)

Shunsuke Takahashi
直通 / +65-6831-5674
MAIL / stakahashi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 商事関連訴訟 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 刑事訴訟 / 行政訴訟 / 消費者対応 / アジア / IT・通信 / 不正調査

【登録、所属】

東京弁護士会 (2007)

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料にてセミナーを開催しております。2019年4月から2019年7月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1か月前を目処にTMIのWebサイト(<http://www.tmi.gr.jp/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、下記までお問い合わせください。

[email]monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第129回セミナー(2019年4月25日開催)

テーマ: 「2019年定時株主総会の実務対応～「CGコード改訂」や「次期会社法改正」、「機関投資家の動向」等を踏まえ～」

講師: 弁護士 鈴木貴之

2 第130回セミナー(2019年5月16日開催)

テーマ: 「外国人雇用のいろは」

講師: 弁護士 藤本美枝
弁護士 小野田春佳
弁護士 藤巻 伍

3 第131回セミナー(2019年6月12日開催)

テーマ: 「優越的地位濫用規制、下請法、消費税転嫁対策特措法の最新動向」

講師: 弁護士 花本浩一郎

4 第132回セミナー(2019年7月25日開催)

テーマ: 「コンプライアンスと役員の法的責任ー重要判例の解説を交えてー」

講師: 弁護士 田代啓史郎

書籍紹介



『投資信託・投資法人法コメンタール』

【編著者】大越有人、滝琢磨、大井修平、前田禎夫、白澤光吉
【発行日】令和元年7月1日
【出版社】商事法務
【価格】7,560円(本体7,000円+税)
【判/頁】A5判並製/784頁

本書は、金融庁の実務経験者と任期付弁護士経験者である弊所の弁護士が協働して執筆した、投資信託及び投資法人に関する法律(投信法)を網羅した初の逐条解説です。近年では、証券投資信託、上場不動産投資法人のみならず、インフラ・ファンドや私募REITなど投信法の制度を利用した商品がますます増えてきています。本書はそうした投信法ビジネスに関与するすべての方々にご活用いただきたい1冊です。



『現代の契約法』

【編著者】著者:高山崇彦、柴野相雄、栗山陽一郎、稲垣勝之
【発行日】令和元年7月1日
【出版社】青林書院
【価格】5,724円(5,300円+税)
【判/頁】A5/432頁

本シリーズは、現役裁判官と各専門分野の弁護士、各業界の一線で活躍する実務家により執筆され、「契約法における理論と実務の架橋」となる講座【各論58項目】を収録しております。本書(各論3)では、41～58項目を収録し、弊所からは「第16章 エンタテインメント・スポーツ」の「53タレントをめぐる契約」において柴野相雄弁護士、稲垣勝之弁護士が、「54プロスポーツ選手の選手契約」において高山崇彦弁護士、栗山陽一郎弁護士が執筆に携わっております。



『同一労働同一賃金対応の手引き』

【編著者】TMI総合法律事務所 働き方改革サポートデスク
【発行日】令和元年7月24日
【出版社】労務行政
【価格】3,456円(本体3,200円+税)
【判/頁】A5/296頁

本書は、同一労働同一賃金に関する主要な裁判例を網羅し、実務的な対応に重点を置かれた内容となっております。弊所の働き方改革サポートデスクのメンバーで執筆されており、相良朋紀弁護士、藤井基弁護士、近藤圭介弁護士、相澤恵美弁護士、本木啓三郎弁護士、大村麻美子弁護士、藤巻伍弁護士が執筆しております。

本ニュースレターで採り上げてほしいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部:TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長:tshibano@tmi.gr.jp 03-6438-5562(直通)/TMIニュースレター編集部 編集長 弁護士 柴野相雄